

条例議案の概要

—平成28年12月定例会—

目 次

議案第 111 号	盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について	1
議案第 112 号	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について	6
議案第 113 号	盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について	25
議案第 114 号	盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について	27
議案第 115 号	盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について	29
議案第 116 号	盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例の一部を改正する条例について	33
議案第 117 号	盛岡市農業委員会委員等定数条例について	35
議案第 118 号	盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について	36
議案第 119 号	盛岡市公民館条例及び盛岡市文化会館条例の一部を改正する条例について	47
議案第 120 号	盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例について	49
議案第 121 号	盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について	53
議案第 122 号	盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について	56
議案第 123 号	盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	65
議案第 124 号	盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	72

議案第111号

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

戦略プロジェクトである「子育て応援プロジェクト」を始めとした子ども・子育てに関する施策の更なる推進に向け、市民の利便性向上と安心して子育てができる環境を整えるため、複数の部等、庁舎に置かれている関係部署を再編し、子ども未来部を設置するとともに、いわて国体及びいわて大会の終了に伴い、国体推進局を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 部等の設置規定に子ども未来部を加える。
- (2) 子ども未来部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 子ども・子育て支援に関すること。
 - イ 青少年に関すること。
 - ウ 母子保健に関すること。
 - エ その他子どもに関すること（保健福祉部の主管に属するものを除く。）。)
- (3) 部等の設置規定から国体推進局を削る。

3 施行期日

平成29年4月1日

4 その他

附則において、次の改正を行う。

- (1) 盛岡市青少年問題協議会設置条例（昭和34年条例第14号）の一部改正
盛岡市青少年問題協議会の庶務担当部を市民部から子ども未来部に改める。
- (2) 盛岡市少年補導施設に関する条例（昭和39年条例第28号）の一部改正
盛岡市少年センターの位置を「盛岡市神明町3番29号」に改める。
- (3) 盛岡市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第38号）の一部改正
盛岡市子ども・子育て会議の庶務担当部を保健福祉部から子ども未来部に改める。

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市部等設置条例 昭和33年6月20日条例第21号 改正 略 平成28年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市部等設置条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室、部及び事務所を置く。</p> <p>市長公室 総務部 財政部 市民部 環境部 保健福祉部 子ども未来部 商工観光部 農林部 建設部 都市整備部 玉山総合事務所</p> <p>(分掌事務)</p>	<p>○盛岡市部等設置条例 昭和33年6月20日条例第21号 改正 略</p> <p>盛岡市部等設置条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室、部、事務所及び局を置く。</p> <p>市長公室 総務部 財政部 市民部 環境部 保健福祉部</p> <p>商工観光部 農林部 建設部 都市整備部 玉山総合事務所 国体推進局</p> <p>(分掌事務)</p>

改正後	改正前
<p>第3条 公室、部及び事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室</p> <p>ア 市行政の総合的な企画及び重要施策の調整に関する事 イ 統計に関する事 ウ 広報及び広報に関する事 エ 自治体経営に関する事 オ 秘書に関する事</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア 条例、規則、文書及び事務能率に関する事 イ 情報化施策の企画及び調整に関する事 ウ 危機管理に関する事 エ 行政組織に関する事 オ 職員に関する事 カ 公有財産に関する事 キ 消防団及び防災に関する事 ク その他公室、他部及び事務所の主管に属しない事項に関する事</p> <p>(3) 財政部</p> <p>ア 予算その他財務に関する事 イ 工事検査に関する事 ウ 市税及び市税外歳入に関する事 エ 議会に関する事</p> <p>(4) 市民部</p> <p>ア 市民活動に関する事 イ 交通安全に関する事 ウ 男女共同参画に関する事 エ 消費生活及び計量に関する事 オ スポーツに関する事</p>	<p>第3条 公室、部、事務所及び局の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室</p> <p>ア 市行政の総合的な企画及び重要施策の調整に関する事 イ 統計に関する事 ウ 広報及び広報に関する事 エ 自治体経営に関する事 オ 秘書に関する事</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア 条例、規則、文書及び事務能率に関する事 イ 情報化施策の企画及び調整に関する事 ウ 危機管理に関する事 エ 行政組織に関する事 オ 職員に関する事 カ 公有財産に関する事 キ 消防団及び防災に関する事 ク その他公室、他部、事務所及び局の主管に属しない事項に関する事</p> <p>(3) 財政部</p> <p>ア 予算その他財務に関する事 イ 工事検査に関する事 ウ 市税及び市税外歳入に関する事 エ 議会に関する事</p> <p>(4) 市民部</p> <p>ア 市民活動に関する事 イ 交通安全に関する事 ウ 青少年及び男女共同参画に関する事 エ 消費生活及び計量に関する事 オ スポーツに関する事 (国体推進局の主管に属するものを除く。)</p>

改正後	改正前
カ 文化に関すること。 キ 国際交流に関すること。 ク 戸籍及び住民の記録に関すること。 ケ 国民健康保険に関すること。 コ 国民年金に関すること。 サ その他市民生活に関すること。 (5) 環境部 ア 環境施策の企画及び調整に関すること。 イ 環境保全及び公害防止に関すること。 ウ 廃棄物処理及び清掃に関すること。 (6) 保健福祉部 ア 保健衛生に関すること（環境部及び子ども未来部の主管に属するものを除く。）。 イ 社会福祉に関すること（子ども未来部の主管に属するものを除く。）。 ウ 社会保障に関すること（市民部及び子ども未来部の主管に属するものを除く。）。 (7) 子ども未来部 ア 子ども・子育て支援に関すること。 イ 青少年に関すること。 ウ 母子保健に関すること。 エ その他子どもに関すること（保健福祉部の主管に属するものを除く。）。 (8) 商工観光部 ア 商業及び工業に関すること。 イ 観光及び物産に関すること。 ウ 労働に関すること。 エ 流通に関すること（農林部の主管に属するものを除く。）。	カ 文化に関すること。 キ 国際交流に関すること。 ク 戸籍及び住民の記録に関すること。 ケ 国民健康保険に関すること。 コ 国民年金に関すること。 サ その他市民生活に関すること。 (5) 環境部 ア 環境施策の企画及び調整に関すること。 イ 環境保全及び公害防止に関すること。 ウ 廃棄物処理及び清掃に関すること。 (6) 保健福祉部 ア 保健衛生に関すること（環境部_____の主管に属するものを除く。）。 イ 社会福祉に関すること_____。 ウ 社会保障に関すること（市民部_____の主管に属するものを除く。）。 (7) 商工観光部 ア 商業及び工業に関すること。 イ 観光及び物産に関すること。 ウ 労働に関すること。 エ 流通に関すること（農林部の主管に属するものを除く。）。

改正後	改正前
オ その他産業に関すること（農林部の主管に属するものを除く。）。 (9) 農林部 ア 農林水産業に関すること。 イ 卸売市場に関すること。 (10) 建設部 ア 道路に関すること。 イ 河川、溝渠（きょ）等に関すること（総務部の主管に属するものを除く。）。 ウ 交通施策に関すること（市民部の主管に属するものを除く。）。 エ 用地の取得に関すること。 オ 住宅及び営繕に関すること。 カ その他建設に関すること。 (11) 都市整備部 ア 都市計画に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 イ 公園及び緑地に関すること。 ウ 建築指導に関すること。 エ 土地区画整理に関すること。 オ 市街地の再開発に関すること。 (12) 玉山総合事務所 旧玉山区の地域に関すること。 附 則 略 附 則（平成28年条例第●号抄） この条例は、平成29年4月1日から施行する。 盛岡市青少年問題協議会設置条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。 【次のよう】略	オ その他産業に関すること（農林部の主管に属するものを除く。）。 (8) 農林部 ア 農林水産業に関すること。 イ 卸売市場に関すること。 (9) 建設部 ア 道路に関すること。 イ 河川、溝渠（きょ）等に関すること（総務部の主管に属するものを除く。）。 ウ 交通施策に関すること（市民部の主管に属するものを除く。）。 エ 用地の取得に関すること。 オ 住宅及び営繕に関すること。 カ その他建設に関すること。 (10) 都市整備部 ア 都市計画に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 イ 公園及び緑地に関すること。 ウ 建築指導に関すること。 エ 土地区画整理に関すること。 オ 市街地の再開発に関すること。 (11) 玉山総合事務所 旧玉山区の地域に関すること。 (12) 国体推進局 ア 第71回国民体育大会に関すること。 イ 第16回全国障害者スポーツ大会に関すること。 附 則 略

改正後	改正前
3 盛岡市少年補導施設に関する条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。 （次のよう）略	
4 盛岡市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正する。 （次のよう）略	

【附則第2項】盛岡市青少年問題協議会設置条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市青少年問題協議会設置条例 昭和34年3月30日条例第14号 改正 略 平成28年12月 日条例第 号 盛岡市青少年問題協議会設置条例 第1条から第5条まで 略 （庶務） 第6条 協議会の庶務は、 <u>子ども未来部</u> において処理する。 第7条 略 附 則 略 附 則（平成28年条例第●号抄） 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 2から4まで 略	○盛岡市青少年問題協議会設置条例 昭和34年3月30日条例第14号 改正 略 盛岡市青少年問題協議会設置条例 第1条から第5条まで 略 （庶務） 第6条 協議会の庶務は、 <u>市民部</u> において処理する。 第7条 略 附 則 略

【附則第3項】盛岡市少年補導施設に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市少年補導施設に関する条例 昭和39年3月30日条例第28号 改正 略 <u>平成28年12月 日条例第 号</u> 盛岡市少年補導施設に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、少年の非行防止、健全育成に関し、関係機関、団体の連絡協調を図り、もって効果的な活動を推進するため、少年補導施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 少年補導施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市少年センター</td> <td>盛岡市神明町3番29号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理) 第3条 盛岡市少年センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 略 附 則 (平成28年条例第●号抄) <u>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u> 2から4まで 略</p>	名称	位置	盛岡市少年センター	盛岡市神明町3番29号	<p>○盛岡市少年補導施設に関する条例 昭和39年3月30日条例第28号 改正 略 盛岡市少年補導施設に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、少年の非行防止、健全育成に関し、関係機関、団体の連絡協調を図り、もって効果的な活動を推進するため、少年補導施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 少年補導施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市少年センター</td> <td>盛岡市若町2番29号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理) 第3条 盛岡市少年センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市少年センター	盛岡市若町2番29号
名称	位置								
盛岡市少年センター	盛岡市神明町3番29号								
名称	位置								
盛岡市少年センター	盛岡市若町2番29号								

【附則第4項】盛岡市子ども・子育て会議条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市子ども・子育て会議条例 平成25年9月30日条例第38号 改正 略 <u>平成28年12月 日条例第 号</u> 盛岡市子ども・子育て会議条例 第1条から第7条まで 略 (庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>子ども未来部</u>において処理する。 第9条 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第●号抄) <u>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u> 2から4まで 略</p>	<p>○盛岡市子ども・子育て会議条例 平成25年9月30日条例第38号 改正 略 盛岡市子ども・子育て会議条例 第1条から第7条まで 略 (庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>保健福祉部</u>において処理する。 第9条 略 附 則 略</p>

議案第 112 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税及び国民健康保険税の課税の特例を設けるとともに、地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い個人市民税に係る医療費控除の特例を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の増額更正をしたとき（国の税務官署が所得税の減額更正をしたことに基因して、当初の賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額に達するまでの部分に相当する税額に限る。）について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする。（第 1 条中第16条及び第43条の 2 の改正規定関係並びに第 2 条関係）

イ 平成30年度から平成34年度までの各年度の個人市民税に限り、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている所得割の納税義務者が特定一般用医薬品等購入費を年間 1 万 2,000円を超えて支払った場合において、当該特定一般用医薬品等購入費のうち 1 万 2,000円を超える額を所得控除する医療費控除の特例措置を適用することができることとする。（第 1 条中附則第 4 条の改正規定関係）

ウ 特例適用利子等及び特例適用配当等について、他の所得と区分し、特例適用利子等及び特例適用配当等の額に 100分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課することとする。（第 1 条中附則第25条の 2 から附則第25条の 5 までの改正規定関係）

(2) 法人市民税関係

修正申告書の提出があった場合において、当該修正申告書に係る市民税について当初申告書が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出があったときは、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額に達するまでの部分に相当する税額に限る。）について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする。（第 1 条中第16条、第45条の 5 及

び第45条の6の改正規定並びに第2条関係)

(3) 国民健康保険税関係

特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、所得割額の算定及び減額の判定に用いる総所得金額に含めることとする。(第1条中附則第32条から附則第39条までの改正規定関係)

3 施行期日

(1) 2-(1) -ア・ウ, 2-(2) 及び2-(3) 平成29年1月1日

(2) 2-(1) -イ 平成30年1月1日

【第1条】盛岡市市税条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 平成28年12月 日条例第 号	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略
盛岡市市税条例 目次及び第1条から第15条まで 略 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)	盛岡市市税条例 目次及び第1条から第15条まで 略 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)
第16条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5(第45条の13の2において準用する場合を含む、以下この条において同じ。)、第45条の4の4第1項(第45条の4の5第3項において準用する場合を含む、以下この条において同じ。)、第45条の5第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第45条の13、第58条、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項、第118条の10第1項、第123条第3項又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに定める期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。	第16条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5(第45条の13の2において準用する場合を含む、以下この条において同じ。)、第45条の4の4第1項(第45条の4の5第3項において準用する場合を含む、以下この条において同じ。)、第45条の5第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第45条の13、第58条、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項、第118条の10第1項、第123条第3項又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。
(1) 第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5、第45条の4の4第1項、第45条の13、第58条、第76条第2項、第94条第2項、第123条第3項又は第144条の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	(1) 第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5、第45条の4の4第1項、第45条の13、第58条、第76条第2項、第94条第2項、第123条第3項又は第144条の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

改正後	改正前
(2) _____ 第90条第1項若しくは第2項又は 第118条の10第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	(2) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書に限る。)又は第90条第1項若しくは第2項若しくは第118条の10第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(3) _____ 第90条第1項若しくは第2項又は 第118条の10第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間	(3) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)又は第90条第1項若しくは第2項若しくは第118条の10第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間	(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
(5) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日	(5) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
(6) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日	(6) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日
第17条から第43条まで 略 (普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収)	第17条から第43条まで 略 (普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収)
第43条の2 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により 閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合には、すでに第37条第1項第1号ただし書若しくは第2号若しくは同条第2項の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足	第43条の2 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合においては、すでに第37条第1項第1号ただし書若しくは第2号若しくは同条第2項の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足

改正後	改正前
<p>税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。</p> <p>前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第41条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第41条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る。これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る。これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が</p>	<p>税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下次項において「不足税額」という。）を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第41条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第41条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p>

改正後	改正前
<p>減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（施行令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 第41条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>5 市長は、納税者が第1項の規定によつて不足税額を追徴されたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第2項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>第44条から第45条の4の6まで 略 （法人の市民税の申告納付）</p> <p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（施行令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 第41条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>4 市長は、納税者が第1項の規定によつて不足税額を追徴されたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第2項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>第44条から第45条の4の6まで 略 （法人の市民税の申告納付）</p> <p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>

改正後	改正前
<p>3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に依り、年14.6パーセント(当該申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項の申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する</p>	<p>3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に依り、年14.6パーセント(当該申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

改正後	改正前
<p>税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについては、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>7 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの</p>	<p>5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについては、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>6 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの</p>

改正後	改正前
<p>が、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の7の2第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>（法人税割に係る不足税額の納付の手続）</p>	<p>が、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の7の2第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>（法人税割に係る不足税額の納付の手続）</p>
<p>第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に依り、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に依り、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと（ ）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</p> <p>第45条の7から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条の4まで 略</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第36条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第5条から第25条まで 略</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第25条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわら</p>	<p>第45条の7から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条の4まで 略</p> <p>第4条 削除</p> <p>第5条から第25条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>ず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同</p>	

改正後	改正前
<p>法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付抽当金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第38条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に限り、その時までに提出された第38条</p>	

改正後	改正前
<p>の2第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第3項後段に規</p>	

改正後	改正前
<p>定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第25条の2第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは</p>

改正後	改正前
<p>は「<u>所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、<u>同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」</u>とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)</u>に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>は「<u>所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、<u>同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」</u>とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第25条の2第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)</u>に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>

改正後	改正前
<p>額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第147条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）とする。</p>	<p>額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第147条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）とする。</p>
<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）</p>	<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）</p>
<p><u>第25条の5</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>	<p><u>第25条の4</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>
<p>第26条から第31条まで 略</p>	<p>第26条から第31条まで 略</p>
<p>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p><u>第32条</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5</p>	<p><u>第32条</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5</p>

改正後	改正前
<p>項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第147条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額を」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第147条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>	<p>項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第147条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額を」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第147条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>
<p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p><u>第33条</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第147条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額を」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第147条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p>	<p><u>第32条</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所</p>
<p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p><u>第34条</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所</p>	<p><u>第32条</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所</p>

改正後	改正前
<p>得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>第35条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条</p>	<p>第33条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条</p>

改正後	改正前
<p>の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第36条 第49条の3の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第49条の3中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</p> <p>第37条 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類 <ol style="list-style-type: none"> ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類 (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類 (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物 	<p>の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第34条 第49条の3の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第49条の3中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類 <ol style="list-style-type: none"> ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ウ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途 (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類 (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類 (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物

改正後	改正前
<p>館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類 (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第38条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災</p>	<p>館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類 (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第36条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災</p>

改正後	改正前
<p>災共用土地納税義務者)という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等(以下この項において「仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第39条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第34条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中盛岡市市税条例附則第4条の改正規定及び次条第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。</p>	<p>災共用土地納税義務者)という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等(以下この項において「仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第37条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第34条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p><u>(市民税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)</u> <u>第43条の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)</u> <u>以後に新条例第43条の2第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税</u> <u>に係る延滞金について適用する。</u></p> <p>2 <u>新条例第45条の5第5項及び第45条の6第4項の規定は、施行日以後に</u> <u>新条例第45条の5第3項又は第45条の6第2項に規定する納期限が到来す</u> <u>る法人の市民税に係る延滞金について適用する。</u></p> <p>3 <u>新条例附則第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税に</u> <u>ついて適用する。</u></p> <p>4 <u>新条例附則第25条の2の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居</u> <u>住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律</u> <u>(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法</u> <u>第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定</u> <u>する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同</u> <u>法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規</u> <u>定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。</u></p> <p><u>(国民健康保険税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 新条例附則第32条及び第33条の規定は、施行日以後に支払を受ける</u> <u>べき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関</u> <u>する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規</u> <u>定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子</u> <u>等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に</u> <u>規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配</u> <u>当等に係る国民健康保険税について適用する。</u></p>	

【第2条】盛岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前						
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p> <p>附 則 (平成27年条例第28号) (施行期日)</p> <p>第1条から第4条まで 略 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第14条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第87条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第90条第1項</td> <td style="width: 15%;">施行規則第34号の2様式</td> <td style="width: 70%;">地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地</td> </tr> </table>	第90条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p> <p>附 則 (平成27年条例第28号) (施行期日)</p> <p>第1条から第4条まで 略 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第14条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第87条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第90条第1項</td> <td style="width: 15%;">施行規則第34号の2様式</td> <td style="width: 70%;">地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地</td> </tr> </table>	第90条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地
第90条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地					
第90条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地					

改正後	改正前																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;">方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第2項</td> <td>施行規則第34号の2の2様式</td> <td>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第3項</td> <td>施行規則第34号の2の6様式</td> <td>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第4項</td> <td>施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式</td> <td>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式</td> </tr> </table> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>			方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式	第90条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第90条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	第90条第4項	施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;">方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第2項</td> <td>施行規則第34号の2の2様式</td> <td>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第3項</td> <td>施行規則第34号の2の6様式</td> <td>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第4項</td> <td>施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式</td> <td>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式</td> </tr> </table> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>			方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式	第90条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第90条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	第90条第4項	施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式
		方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式																							
第90条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式																							
第90条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式																							
第90条第4項	施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式																							
		方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式																							
第90条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式																							
第90条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式																							
第90条第4項	施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式																							

改正後		
5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。		
6 前項の規定による申告書を提出した者は、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって、平成28年9月30日までに納付しなければならない。		
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、盛岡市市税条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第16条	第90条第1項若しくは第2項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第16条第3号		平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
	第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限	
第90条第4項	施行規則第34号の2様式	地方税法等の一部を改正

改正前		
5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。		
6 前項の規定による申告書を提出した者は、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって、平成28年9月30日までに納付しなければならない。		
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第16条	第90条第1項若しくは第2項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第16条第3号		第45条の5第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）又は第90条第1項若しくは第2項若しくは第118条の10第1項の申告書でその提出期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式	地方税法等の一部を改正

改正後		
	又は第34号の2の2様式	する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定
第90条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例附則第5条第5項 同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を

改正前		
	又は第34号の2の2様式	する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定
第90条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例附則第5条第5項 同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を

改正後	改正前
<p>課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第9項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第9項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項

改正後	改正前																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">条第5項の項</td> <td style="width:35%;"></td> <td style="width:50%;">て準用する同条第6項</td> </tr> <tr> <td>第7項の表第92条の2第1項の項</td> <td>附則第5条第5項</td> <td>附則第5条第10項において準用する同条第5項</td> </tr> <tr> <td>第7項の表第92条第2項の項</td> <td>附則第5条第6項</td> <td>附則第5条第10項において準用する同条第6項</td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>第4項</td> <td>第9項</td> </tr> </table> <p>11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。</p> <p>12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	条第5項の項		て準用する同条第6項	第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項	第7項の表第92条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項	第8項	第4項	第9項	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">条第5項の項</td> <td style="width:35%;"></td> <td style="width:50%;">て準用する同条第6項</td> </tr> <tr> <td>第7項の表第92条の2第1項の項</td> <td>附則第5条第5項</td> <td>附則第5条第10項において準用する同条第5項</td> </tr> <tr> <td>第7項の表第92条第2項の項</td> <td>附則第5条第6項</td> <td>附則第5条第10項において準用する同条第6項</td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>第4項</td> <td>第9項</td> </tr> </table> <p>11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。</p> <p>12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	条第5項の項		て準用する同条第6項	第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項	第7項の表第92条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項	第8項	第4項	第9項
条第5項の項		て準用する同条第6項																							
第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項																							
第7項の表第92条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項																							
第8項	第4項	第9項																							
条第5項の項		て準用する同条第6項																							
第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項																							
第7項の表第92条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項																							
第8項	第4項	第9項																							

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項

改正後			改正前		
	平成28年5月2日	平成30年5月1日		平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日	第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第11項の 第5項及び前項	第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第11項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項	第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項	第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項	第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項	第8項	第4項	第11項

平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に

改正後			改正前		
<p>所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。</p> <p>第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。</p> <p>第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第5項	前項	第13項	第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日		平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日	第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第13項の 第5項及び前項	第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第13項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項	第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項	第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項	第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項

改正後			改正前		
条の2第1項の項		て準用する同条第5項	条の2第1項の項		て準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項	第8項	第4項	第13項
第6条及び第7条 略 附 則 (平成28年条例第 号) (施行期日)			第6条及び第7条 略		
第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中盛岡市市税条例附則第4条の改正規定及び次条第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。					

議案第 113 号

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について

1 制定の趣旨

岩手県が作成した地域再生計画（希望郷いわて本社機能移転・拡充促進プロジェクト）が内閣総理大臣の認定を受けたことから、地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 不均一課税の対象となる固定資産

地方活力向上地域内において、地域再生計画が公示された日（平成28年7月1日）から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者が、当該認定の日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って新設又は増設を行った特別償却設備等（特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地をいう。以下同じ。）が対象となる。

(2) 不均一課税の適用期間

対象となる特別償却設備等を事業の用に供した後において、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（以下「第1年度」という。）以後3年度内に限る。

(3) 不均一課税の税率

次表の左欄に掲げる特別償却設備等の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。

特別償却設備等	年度	率
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（移転型事業）に係るもの	第1年度	100分の0.14
	第1年度の翌年度	100分の0.35
	第1年度の翌々年度	100分の0.7
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業（拡充型事業）に係るもの	第1年度	100分の0.14
	第1年度の翌年度	100分の0.467
	第1年度の翌々年度	100分の0.933

(4) 不均一課税の申請手続等

ア 第1年度の初日の属する年の1月31日までに、不均一課税の適用があるべきことを証明す

るに足りる書類を添付して、市長に申請する。

イ 市長は、申請内容について審査し、不均一課税の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

3 施行期日

公布の日

議案第 114 号

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第 105号）の改正に伴い，準中型自動車に係る盛岡市動物公園の駐車場の使用料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市動物公園の駐車場の使用区分に準中型自動車を加え，その使用料の額を1台1回につき200円とする。

	区分	使用料（1台1回につき）
改正前	大型自動車及び中型自動車	1,000円
	普通自動車	200円
改正後	大型自動車及び中型自動車	1,000円
	準中型自動車及び普通自動車	200円

3 施行期日

平成29年3月12日

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市都市公園条例 昭和52年3月29日条例第10号 改正 略 平成28年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市都市公園条例 盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。 第1条から第7条の6まで 略 （使用料の徴収）</p> <p>第8条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 第6条の2第3項の許可を受けた者から別表第3に定める使用料を徴収する。ただし、次に掲げる日以外の日に動物公園の駐車場を使用しようとする者からは、当該駐車場の使用料は、徴収しない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。） (3) 4月30日から5月2日までの日 (4) 8月13日から同月16日までの日</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第8条の2から第17条まで 略 附 則 略 附 則（平成28年条例第 号） <u>この条例は、平成29年3月12日から施行する。</u></p> <p>別表第1から別表第2まで 略 別表第3（第8条関係）</p>	<p>○盛岡市都市公園条例 昭和52年3月29日条例第10号 改正 略</p> <p>盛岡市都市公園条例 盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。 第1条から第7条の6まで 略 （使用料の徴収）</p> <p>第8条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 第6条の2第3項の許可を受けた者から別表第3に定める使用料を徴収する。ただし、次に掲げる日以外の日に動物公園の駐車場を使用しようとする者からは、当該駐車場の使用料は、徴収しない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。） (3) 4月30日から5月2日までの日 (4) 8月13日から同月16日までの日</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第8条の2から第17条まで 略 附 則 略</p> <p>別表第1から別表第2まで 略 別表第3（第8条関係）</p>

改正後	改正前												
<p>(1) 略</p> <p>(2) 盛岡市動物公園の駐車場の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料 (1台1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車及び中型自動車</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車及び普通自動車</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表において「大型自動車」、「中型自動車」、「準中型自動車」及び「普通自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をいう。</p> <p>(3) 略</p>	区分	使用料 (1台1回につき)	大型自動車及び中型自動車	1,000円	準中型自動車及び普通自動車	200円	<p>(1) 略</p> <p>(2) 盛岡市動物公園の駐車場の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料 (1台1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車及び中型自動車</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表において「大型自動車」、「中型自動車」及び「普通自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車及び普通自動車をいう。</p> <p>(3) 略</p>	区分	使用料 (1台1回につき)	大型自動車及び中型自動車	1,000円	普通自動車	200円
区分	使用料 (1台1回につき)												
大型自動車及び中型自動車	1,000円												
準中型自動車及び普通自動車	200円												
区分	使用料 (1台1回につき)												
大型自動車及び中型自動車	1,000円												
普通自動車	200円												

議案第115号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

水道料金の基本料金の額を日割計算することに伴い、公共下水道の基本使用料の日割計算について定めるとともに、下水道法（昭和33年法律第79号）で規制する水質と盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）で規制する水質に施行時期の異なる期間が生じることを解消し、水質規制の公平性を確保するため、除害施設の設置等の基準の規定方法を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 水道水を使用した場合において、使用者が定例日以外の日に公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した月の基本使用料の額は、日割りによって計算することとする。
- (2) 公共下水道の使用者が除害施設の設置等を要する下水の基準を定める規定のうち、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）により定められた基準と同一の基準を定めるべきものについて、同令の基準を引用する規定方法に改める。

3 施行期日

- (1) 2-(1) 平成29年4月1日
- (2) 2-(2) 公布の日

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 改正 略 平成28年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第8条の2まで 略 (除害施設の設置等)</p> <p>第8条の3 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p><u>(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第9条の4第1項各号に掲げる物質 当該各号に定める数値(同条第4項に規定する場合にあつては、同項に規定する基準に係る数値)</u></p>	<p>○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 改正 略</p> <p>盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第8条の2まで 略 (除害施設の設置等)</p> <p>第8条の3 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) <u>カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下</u></p> <p>(2) <u>シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下</u></p> <p>(3) <u>有機燐(りん)化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下</u></p> <p>(4) <u>鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下</u></p> <p>(5) <u>六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下</u></p> <p>(6) <u>砒(ひ)素及びその化合物 1リットルにつき砒(ひ)素0.1ミリグラム以下</u></p> <p>(7) <u>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下</u></p> <p>(8) <u>アルキル水銀化合物 検出されないこと。</u></p> <p>(9) <u>ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下</u></p>

改正後	改正前
	<p>(10) <u>トリクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下</u></p> <p>(11) <u>テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下</u></p> <p>(12) <u>ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下</u></p> <p>(13) <u>四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下</u></p> <p>(14) <u>1・2-ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下</u></p> <p>(15) <u>1・1-ジクロロエチレン 1リットルにつき1ミリグラム以下</u></p> <p>(16) <u>シス-1・2-ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下</u></p> <p>(17) <u>1・1・1-トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下</u></p> <p>(18) <u>1・1・2-トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下</u></p> <p>(19) <u>1・3-ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下</u></p> <p>(20) <u>テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) 1リットルにつき0.06ミリグラム以下</u></p> <p>(21) <u>2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下</u></p> <p>(22) <u>S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 1リットルにつき0.2ミリグラム以下</u></p> <p>(23) <u>ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下</u></p> <p>(24) <u>セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下</u></p> <p>(25) <u>ほう素及びその化合物 1リットルにつきほう素10ミリグラム以下</u></p> <p>(26) <u>ふつ素及びその化合物 1リットルにつきふつ素8ミリグラム以下</u></p> <p>(27) <u>1・4-ジオキサソ 1リットルにつき0.5ミリグラム以下</u></p> <p>(28) <u>フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下</u></p> <p>(29) <u>銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下</u></p> <p>(30) <u>亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p>(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる物質及び項目については、公共下水道に排除する下水の1日当たりの平均的な排出量が50立方メートル未満である場合は、適用しない。</p> <p>(1) 令第9条の4第1項第28号から第33号までに掲げる物質</p> <p>(2) 前項第3号及び第4号に掲げる項目</p> <p>第8条の4から第14条まで 略</p> <p>第15条 管理者は、毎月の定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。以下同じ。）に、汚水の排出量を計量し、又は認定し、その排出量により1月（毎月の定例日から翌月の定例日までの期間をいう。以下同じ。）分の使用料を算定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日に、汚水の排出量を計量し、又は認定し、その汚水の排出量をもつて2月分の使用料を算定することができる。この場合における各月分の汚水の排出量は、均等とみなす。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、定例日以外の日に公共下水道の使用を休止し、又は廃止した月にあつては、当該使用を休止し、又は廃止した日に、</p>	<p>(31) 鉄及びその化合物（溶解性） 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下</p> <p>(32) マンガン及びその化合物（溶解性） 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下</p> <p>(33) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下</p> <p>(34) ダイオキシシキ類 1リットルにつき10ピコグラム以下</p> <p>(35) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p>(36) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(37) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>2 第8条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第8条の3第1項」と、「下水の」とあるのは「下水（同項第1号から第27号まで、第34号及び第35号に掲げる物質に係る下水を除く。）の」と読み替えるものとする。</p> <p>第8条の4から第14条まで 略</p> <p>第15条 管理者は、毎月 定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。以下同じ。）に、汚水の排出量を計量し、又は認定し、その排出量により1月 分の使用料を算定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日に、汚水の排出量を計量し、又は認定し、その汚水の排出量をもつて2月分の使用料を算定することができる。この場合における各月 分の汚水の排出量は、均等とみなす。</p>

改正後	改正前
<p>汚水の排出量を計量し、又は認定し、その排出量により使用料を算定する。</p> <p>4 定例日以外の日において汚水の種別に変更があつたときの使用料は、その使用日数の多い汚水の種別により算定する。 (汚水の排出量の認定)</p> <p>第16条 略 (特殊営業に係る汚水排出量の認定等)</p> <p>第17条 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、管理者が定めるところにより、毎月分 分の汚水の排出量を記載した調査書を 定例日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前条の規定にかかわらず、前項の調査書の内容を審査して、その使用者の排除した汚水の排出量を認定する。 (使用料の徴収方法)</p> <p>第18条 使用料は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により徴収し、水道料金の徴収の例による。</p> <p>第19条から第22条の2まで 略 (占用許可の基準)</p> <p>第22条の3 管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠（きよ）である構造の部分 以下「暗渠（きよ）部分」という。）に電線及び令 第17条の2第2号に規定する物件（以下「電線等」という。）の占用に係る前条第1項又は第2項の規定による許可（以下「占用許可」という。）の申請があつた場合においては、その占用が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占用を許可することができる。</p> <p>(1) 電線等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠（きよ）の管理上支障のない箇所であること。</p>	<p>3 月の中途 において汚水の種別に変更があつたときの使用料は、その使用日数の多い汚水の種別により算定する。 (汚水の排出量の認定)</p> <p>第16条 略 (特殊営業に係る汚水排出量の認定等)</p> <p>第17条 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、管理者が定めるところにより、毎使用月の汚水の排出量を記載した調査書を第15条に規定する定例日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前条の規定にかかわらず、前項の調査書の内容を審査して、その使用者の排除した汚水の排出量を認定する。 (使用料の徴収方法)</p> <p>第18条 使用料は、納入通知書 又は集金の方法により徴収し、水道料金 徴収の例による。</p> <p>第19条から第22条の2まで 略 (占用許可の基準)</p> <p>第22条の3 管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠（きよ）である構造の部分（以下「暗渠（きよ）部分」という。）に電線及び下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第17条の2第2号に規定する物件（以下「電線等」という。）の占用に係る前条第1項又は第2項の規定による許可（以下「占用許可」という。）の申請があつた場合においては、その占用が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占用を許可することができる。</p> <p>(1) 電線等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠（きよ）の管理上支障のない箇所であること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 電線等を設置する暗渠(きよ)の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線の本数が下水の排除及び暗渠(きよ)の管理上支障のないものであること。</p> <p>(3) 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であつて、耐久性、耐蝕(しよく)性及び耐水性のあるものであること。</p> <p>(4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠(きよ)の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、管理者の監理の下に行われること。</p> <p>(5) 電線等は、原則として電圧のかからないものとする。</p> <p>(6) その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。</p>	<p>(2) 電線等を設置する暗渠(きよ)の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線の本数が下水の排除及び暗渠(きよ)の管理上支障のないものであること。</p> <p>(3) 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であつて、耐久性、耐蝕(しよく)性及び耐水性のあるものであること。</p> <p>(4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠(きよ)の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、管理者の監理の下に行われること。</p> <p>(5) 電線等は、原則として電圧のかからないものとする。</p> <p>(6) その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。</p>
第22条の4から第29条まで 略	第22条の4から第29条まで 略
附則 略	附則 略
附則(平成28年条例第 号)	
1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条の3及び第22条の3の改正規定は、公布の日から施行する。	
2 改正後の盛岡市下水道条例別表第1備考1の規定は、この条例の施行の日以後に使用料の支払を受ける権利が確定する公共下水道の使用に係る使用料について適用する。	
別表第1(第14条関係) 略	別表第1(第14条関係) 略
備考	備考
<p>1 水道水(30ミリメートル以上の口径の市の水道メーターを設置した給水装置により供給を受けるものを除く。)を使用した場合において、<u>定例日以外の日に公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合(正当な理由がないと管理者が認めた場合を除く。)</u>における当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した日の直前の定例日から当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した日の直後の定例日までの期間に係る基本使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該</p>	

改正後	改正前
<p>各号に定める額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p>	
<p>(1) <u>定例日以外の日に公共下水道の使用を開始し、又は再開した場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	
<p>ア 当該使用を開始し、又は再開した日からその日の直後の定例日までの期間の日数(以下「開始・再開後日数」という。)が30日未満の場合 1月分の基本使用料の額を30で除し、これに開始・再開後日数を乗じて得た額</p>	
<p>イ 開始・再開後日数が30日以上の場合 1月分の基本使用料の額</p>	
<p>(2) <u>定例日以外の日に公共下水道の使用を休止し、又は廃止した場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	
<p>ア 当該使用を休止し、又は廃止した日の直前の定例日の翌日から当該使用を休止し、又は廃止した日までの期間の日数(以下「休止・廃止前日数」という。)が30日未満の場合 1月分の基本使用料の額を30で除し、これに休止・廃止前日数を乗じて得た額</p>	
<p>イ 休止・廃止前日数が30日以上の場合 1月分の基本使用料の額</p>	
<p>2 水道水と水道水以外の水とを併用した場合の当該水の使用に係る汚水の従量使用料は、当該水を水道水と水道水以外の水とに区分したそれぞれの水の使用に係る汚水の排出量に応じて算定した額の合計額とする。</p>	<p>1 水道水と水道水以外の水とを併用した場合の当該水の使用に係る汚水の従量使用料は、当該水を水道水と水道水以外の水とに区分したそれぞれの水の使用に係る汚水の排出量に応じて算定した額の合計額とする。</p>
<p>3 汚水の種別の認定は、管理者の定めるところによる。</p>	<p>2 汚水の種別の認定は、管理者の定めるところによる。</p>
別表第2 略	別表第2 略

議案第 116 号

盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

農業集落飲雑用水供給施設の使用料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

農業集落飲雑用水供給施設の使用料の額を次のとおり改める。

区分		改正前	改正後
基本料金（1月につき）		1,400円	1,500円
従量料金（1㎡につき）	10㎡までの分	62円	60円
	10㎡を超える分	124円	113円

3 施行期日

平成29年4月1日

盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例 平成8年3月28日条例第11号 改正 略 平成28年12月 日条例第 号 盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例</p>	<p>○盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例 平成8年3月28日条例第11号 改正 略 盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例</p>
<p>第1条から第9条まで 略 (使用料)</p> <p>第10条 給水を受ける者(以下「使用者」という。)から使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料の額は、第1号の基本料金に第2号の従量料金を加算して得た額とする。</p> <p>(1) 基本料金 1月(定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。)から当該定例日の次の定例日までの期間(定例日以外の日、給水を開始した場合にあっては当該開始した日から当該開始した日の直後の定例日まで、給水を中止し、又は廃止した場合にあっては当該中止し、又は廃止した日の直前の定例日から当該中止し、又は廃止した日までの期間)をいう。)につき1,500円</p> <p>(2) 従量料金 給水量が、10立方メートルまでの分にあっては1立方メートルまでごとに60円、10立方メートルを超える分にあっては1立方メートルまでごとに113円</p> <p>3 従量料金の算定の基礎となる給水量は、量水器により定例日(定例日以外の日)に給水を中止し、又は廃止した場合にあっては、当該中止し、又は廃止した日に計量する。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、量水器によらないで給水量を認定することができる。</p> <p>(1) 量水器に異常があったとき。</p> <p>(2) 給水量が不明のとき。</p>	<p>第1条から第9条まで 略 (使用料)</p> <p>第10条 給水を受ける者(以下「使用者」という。)から使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料の額は、第1号の基本料金に第2号の従量料金を加算して得た額とする。</p> <p>(1) 基本料金 1月(定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。)から当該定例日の次の定例日までの期間(定例日以外の日、給水を開始した場合にあっては当該開始した日から当該開始した日の直後の定例日まで、給水を中止し、又は廃止した場合にあっては当該中止し、又は廃止した日の直前の定例日から当該中止し、又は廃止した日までの期間)をいう。)につき1,400円</p> <p>(2) 従量料金 給水量が、10立方メートルまでの分にあっては1立方メートルまでごとに62円、10立方メートルを超える分にあっては1立方メートルまでごとに124円</p> <p>3 従量料金の算定の基礎となる給水量は、量水器により定例日(定例日以外の日)に給水を中止し、又は廃止した場合にあっては、当該中止し、又は廃止した日に計量する。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、量水器によらないで給水量を認定することができる。</p> <p>(1) 量水器に異常があったとき。</p> <p>(2) 給水量が不明のとき。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 積雪等により計量が不能のとき。</p> <p>(4) 使用者の責めによらない漏水があったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>5 使用料は、納入通知書により毎月徴収する。</p> <p>第11条から第18条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市農業集落飲雑用水供給施設条例第10条第2項の規定は、平成29年5月1日以後に最初に計量し、又は認定した給水量に係る月分の使用料から適用する。</p>	<p>(3) 積雪等により計量が不能のとき。</p> <p>(4) 使用者の責めによらない漏水があったとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。</p> <p>5 使用料は、納入通知書により毎月徴収する。</p> <p>第11条から第18条まで 略 附 則 略</p>

議案第117号

盛岡市農業委員会委員等定数条例について

1 制定の趣旨

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めようとするものである。

2 条例の内容

- (1) 農業委員会の委員の定数を19人とする。
- (2) 農地利用最適化推進委員の定数を26人とする。

3 施行期日

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた盛岡市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日

議案第 118 号

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

中央卸売市場の施設使用料については、場内業者の経営状況に鑑み、平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間、約30パーセントを減額する軽減措置を採っているが、卸売市場を取り巻く環境が厳しさを増している状況の下、場内業者の経営状況も依然として厳しいものとなっていることから、当該軽減措置の期間を平成34年3月31日まで延長するとともに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）の改正に伴い、卸売業者及び仲卸業者の取引の制限を緩和するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 施設使用料の額の軽減措置を平成34年3月31日まで延長する。
- (2) 卸売業者による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売（以下「第三者販売」という。）ができる場合に、当該卸売業者が食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、市長の承認を受けて当該食品製造業者等に対して卸売をする場合を追加する。
- (3) 仲卸業者による卸売業者以外の者からの買入れ（以下「直荷引き」という。）ができる場合に、当該仲卸業者が農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、市長の承認を受けて当該農林漁業者等から買入れる場合を追加する。
- (4) 他の市場の卸売業者との集荷の共同化等に関する契約に基づく第三者販売及び直荷引き並びに電子商取引に基づく商物分離取引を市長が承認する際の手続として、盛岡市中央卸売市場運営協議会からの意見聴取に代えて、市長が指名した利害関係者からの意見聴取によることができることとする。
- (5) 売買取引の方法に係る決定を行う場合並びに市場の開設区域内において卸売業者及び仲卸業者が許可を受けた業務以外の販売を行う旨の届出をした場合に市長が行う手続として、盛岡市中央卸売市場運営協議会からの意見聴取に代えて、市長が指名した利害関係者からの意見聴取によることができることとする。
- (6) 残品を生ずるおそれがある等の特別な事情があるとして市長の許可を受けて第三者販売を行った卸売業者による市長への届出を廃止する。

3 施行期日

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可の日

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正 略 平成28年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市中央卸売市場業務規程 目次及び第1条から第36条まで 略 (売買取引の方法)</p> <p>第37条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法 (2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引 (3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引</p> <p>2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適当であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。</p> <p>(1) 災害が発生した場合 (2) 入荷が遅延した場合 (3) 卸売の相手方が少数である場合 (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合 (5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結</p>	<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正 略</p> <p>盛岡市中央卸売市場業務規程 目次及び第1条から第36条まで 略 (売買取引の方法)</p> <p>第37条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法 (2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引 (3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引</p> <p>2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適当であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。</p> <p>(1) 災害が発生した場合 (2) 入荷が遅延した場合 (3) 卸売の相手方が少数である場合 (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合 (5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結</p>

改正後	改正前
<p>した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合</p> <p>(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合</p> <p>(7) 第42条第1項ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合</p> <p>3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合 (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合</p> <p>4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、<u>卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第2条の規定により市長が指名する利害関係者（以下「指名利害関係者」という。）又は盛岡市中央卸売市場運営協議会（以下この章において「協議会」という。）の意見を聴くとともに、その数値を市場内の掲示板に掲示するものとする。</u></p> <p>5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。</p> <p>第38条及び第39条 略 (卸売業者の業務の規制)</p> <p>第40条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の名称 (2) 業務の内容</p>	<p>した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合</p> <p>(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合</p> <p>(7) 第42条第1項ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合</p> <p>3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合 (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合</p> <p>4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、</p> <p>盛岡市中央卸売市場運営協議会（以下この章において「協議会」という。）の意見を聴くとともに、その数値を市場内の掲示板に掲示するものとする。</p> <p>5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。</p> <p>第38条及び第39条 略 (卸売業者の業務の規制)</p> <p>第40条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の名称 (2) 業務の内容</p>

改正後	改正前
<p>(3) 業務を営む理由 (4) 業務開始の予定年月日 (5) 事業計画</p> <p>2 市長は、前項の届出があつたときは、<u>指名利害関係者又は協議会</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>指名利害関係者又は協議会</u>は、第1項の届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、協議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の届出に係る販売が卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、卸売業者に当該業務の中止その他必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>第41条 略 (卸売の相手方の制限)</p> <p>第42条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であつて、市長が市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。</p> <p>ア 入荷量が著しく多い又は出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目若しくは品質が特殊であるために残品を生ずるおそれがある場合</p> <p>イ 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後、残品を生じた場合</p> <p>ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合</p> <p>(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間にお</p>	<p>(3) 業務を営む理由 (4) 業務開始の予定年月日 (5) 事業計画</p> <p>2 市長は、前項の届出があつたときは、<u>協議会</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>協議会</u>は、第1項の届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、協議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の届出に係る販売が卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、卸売業者に当該業務の中止その他必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>第41条 略 (卸売の相手方の制限)</p> <p>第42条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であつて、市長が市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。</p> <p>ア 入荷量が著しく多い又は出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目若しくは品質が特殊であるために残品を生ずるおそれがある場合</p> <p>イ 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後、残品を生じた場合</p> <p>ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合</p> <p>(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間にお</p>

改正後	改正前
<p>いてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、<u>指名利害関係者又は協議会の意見を聴いた上で</u>、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれ</p>	<p>いてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、<u>協議会の審議を経て</u>当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれ</p>

改正後	改正前
<p>がない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p><u>(4) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</u></p> <p><u>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</u></p> <p><u>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</u></p> <p>2 前項第1号の許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしようとする物品の品目、産地、数量及び出荷者並びに卸売の相手方</p> <p>(3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしなければならない理由</p> <p>3 第1項第2号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に他の卸売市場において卸売の業務を行う者と締結した卸売の業務の連携に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 連携に関する契約の相手方の卸売市場名及び卸売業者の名称</p> <p>(3) 他の卸売市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称</p> <p>(4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(5) 当該卸売による卸売の数量の上限</p>	<p>がない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>2 前項第1号の許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしようとする物品の品目、産地、数量及び出荷者並びに卸売の相手方</p> <p>(3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしなければならない理由</p> <p>3 第1項第2号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に他の卸売市場において卸売の業務を行う者と締結した卸売の業務の連携に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 連携に関する契約の相手方の卸売市場名及び卸売業者の名称</p> <p>(3) 他の卸売市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称</p> <p>(4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(5) 当該卸売による卸売の数量の上限</p>

改正後	改正前
<p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 入荷量が著しく減少した場合の措置</p> <p>(8) 当該卸売をしなければならない理由</p> <p>4 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(5) 当該卸売による卸売の数量の上限</p> <p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 国内産農林水産物を利用した新商品の内容</p> <p>(8) 当該卸売をしなければならない理由</p> <p>5 第1項第4号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p><u>(1) 申請者の名称</u></p> <p><u>(2) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p><u>(3) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目</u></p> <p><u>(4) 当該卸売による卸売の数量の上限</u></p> <p><u>(5) 実施期間</u></p> <p><u>(6) 入荷量が著しく減少した場合の措置</u></p> <p><u>(7) 当該卸売をしなければならない理由</u></p>	<p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 入荷量が著しく減少した場合の措置</p> <p>(8) 当該卸売をしなければならない理由</p> <p>4 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(5) 当該卸売による卸売の数量の上限</p> <p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 国内産農林水産物を利用した新商品の内容</p> <p>(8) 当該卸売をしなければならない理由</p> <p>5 第1項第1号の許可を受けた卸売業者は、その許可に係る物品の卸売をしたときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>6 第1項第2号イ、第3号イ又は第4号イの承認を受けた卸売業者は、毎月その承認に係る品目の卸売数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。</p> <p>第43条 略</p> <p>(市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第44条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 開設区域内において市長が指定する場所(法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。)にある物品の卸売をするとき。</p> <p>(2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品(卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。</p> <p>(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる生鮮食品等の卸売をしようとする場合であつて、市長があらかじめ指名利害関係者又は協議会の意見を聴いた上で、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。</p> <p>ア 卸売市場法施行規則(第26条第4号イ(1)から(3)まで及び(5)に規定する物品</p> <p>イ 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの(アに規定するものを除く。)であつて、市長が市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして規則で定めるもの</p> <p>2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置、そ</p>	<p>6 第1項第2号イ又は第3号イの承認を受けた卸売業者は、毎月その承認に係る品目の卸売数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。</p> <p>第43条 略</p> <p>(市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第44条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 開設区域内において市長が指定する場所(法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。)にある物品の卸売をするとき。</p> <p>(2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品(卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。</p> <p>(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる生鮮食品等の卸売をしようとする場合であつて、市長があらかじめ協議会の意見を聴いて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。</p> <p>ア 卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第26条第4号イ(1)から(3)まで及び(5)に規定する物品</p> <p>イ 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの(アに規定するものを除く。)であつて、市長が市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして規則で定めるもの</p> <p>2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置、そ</p>

改正後	改正前
<p>の場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申出者の名称</p> <p>(2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称</p> <p>(3) その場所に置く物品の種類</p> <p>第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、当該指定を必要としなくなつたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、第2項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 当該取引の対象となる生鮮食品等の品目</p> <p>(3) 取引方法</p> <p>(4) 当該取引方法による卸売の数量の上限</p> <p>(5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項</p> <p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称</p> <p>(8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法</p> <p>(9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由</p> <p>6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。</p>	<p>の場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申出者の名称</p> <p>(2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称</p> <p>(3) その場所に置く物品の種類</p> <p>3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、当該指定を必要としなくなつたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、第2項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 当該取引の対象となる生鮮食品等の品目</p> <p>(3) 取引方法</p> <p>(4) 当該取引方法による卸売の数量の上限</p> <p>(5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項</p> <p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称</p> <p>(8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法</p> <p>(9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由</p> <p>6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 当該取引に参加する機会が、市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。</p> <p>(2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実であること。</p> <p>(3) 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。</p> <p>(4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。</p> <p>(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なるものであること。</p>	<p>(1) 当該取引に参加する機会が、市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。</p> <p>(2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実であること。</p> <p>(3) 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。</p> <p>(4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。</p> <p>(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なるものであること。</p>
<p>第45条から第50条まで 略 (仲卸業者の業務の規制)</p>	<p>第45条から第50条まで 略 (仲卸業者の業務の規制)</p>
<p>第51条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。</p> <p>2 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であつて市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けていること。</p> <p>(2) 市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の</p>	<p>第51条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。</p> <p>2 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であつて市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けていること。</p> <p>(2) 市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の</p>

改正後	改正前
<p>上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、<u>指名利害関係者又は協議会の意見を聴いた上で</u>、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。</p> <p>イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(4) <u>仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。</u></p> <p><u>ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（1年未満のものに限る。）及び市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</u></p> <p><u>イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</u></p> <p>3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければなら</p>	<p>上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、<u>協議会の審議を経て</u>当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。</p> <p>イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければなら</p>

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称</p> <p>(2) 買入れて販売しようとする物品の品目、数量及び買入れの相手方</p> <p>(3) 卸売業者から買入れることが困難な事情</p> <p>4 市長が第2項第1号の許可をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、卸売業者から買入れることが困難な事情等につき調査してするものとする。</p> <p>5 第2項第1号の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物品の全部を販売したときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>6 第2項第2号イ、第3号イ又は第4号イの契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量及び金額を翌月20日までに市長に届け出なければならない。</p> <p>7 第2項第3号イの規定による承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称</p> <p>(2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(4) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(5) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限</p> <p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓の内容</p> <p>(8) 当該買入れをしなければならない理由</p> <p>8 第2項第4号イの規定による承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者</p>	<p>ない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称</p> <p>(2) 買入れて販売しようとする物品の品目、数量及び買入れの相手方</p> <p>(3) 卸売業者から買入れることが困難な事情</p> <p>4 市長が第2項第1号の許可をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、卸売業者から買入れることが困難な事情等につき調査してするものとする。</p> <p>5 第2項第1号の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物品の全部を販売したときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>6 第2項第2号イ又は第3号イの契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量及び金額を翌月20日までに市長に届け出なければならない。</p> <p>7 第2項第3号イの規定による承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称</p> <p>(2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(4) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(5) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限</p> <p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓の内容</p> <p>(8) 当該買入れをしなければならない理由</p>

改正後	改正前
<p>等と締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称</p> <p>(2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(4) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限</p> <p>(5) 実施期間</p> <p>(6) 市場における入荷量が著しく減少した場合の措置</p> <p>(7) 当該買入れをしなければならない理由</p> <p>第52条 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の氏名又は名称</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>(3) 業務を営む理由</p> <p>(4) 業務開始の予定年月日</p> <p>(5) 事業計画</p> <p>2 市長は、前項の届出があつたときは、<u>指名利害関係者又は協議会</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>指名利害関係者又は協議会</u>は、第1項の届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、協議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>市長は、第1項の届出があつた場合において、当該届出に係る販売が、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、仲卸業者に当該業務の中止その他必要な改善措置を採るべき旨を命ず</p>	<p>第52条 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の氏名又は名称</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>(3) 業務を営む理由</p> <p>(4) 業務開始の予定年月日</p> <p>(5) 事業計画</p> <p>2 市長は、前項の届出があつたときは、<u>協議会</u>に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>協議会</u>は、第1項の届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、協議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の届出があつた場合において、当該届出に係る販売が、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、仲卸業者に当該業務の中止その他必要な改善措置を採るべき旨を命ず</p>

改正後	改正前
<p>ることができる。</p> <p>第53条及び第54条 略 (卸売予定数量等の報告)</p> <p>第55条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品(第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をする物品(次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項第1号ア及びウ並びに第2号から第4号までの規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品(第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額(せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に当該金額の100分の8に相当する金額</p>	<p>ることができる。</p> <p>第53条及び第54条 略 (卸売予定数量等の報告)</p> <p>第55条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品(第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をする物品(次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項第1号ア及びウ、第2号並びに第3号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品(第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額(せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に当該金額の100分の8に相当する金額</p>

改正後	改正前
<p>を加えた金額をいう。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。</p> <p>(卸売業者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第56条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに販売開始時刻の1時間前までに、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品(第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をする物品(次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項第1号ア及びウ並びに第2号から第4号までの規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品(第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>第57条から第83条まで 略 附 則</p>	<p>を加えた金額をいう。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。</p> <p>(卸売業者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第56条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに販売開始時刻の1時間前までに、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品(第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をする物品(次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項第1号ア及びウ、第2号並びに第3号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品(第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>第57条から第83条まで 略 附 則</p>

改正後	
第1条から第9条まで 略	
第10条 平成20年4月1日から平成34年3月31日までの間、別表第4第2号の表の規定の適用については、同表中「318円」とあるのは「220円」と、「529円」とあるのは「370円」と、「1,187円」とあるのは「830円」と、「991円」とあるのは「690円」と、「2,032円」とあるのは「1,420円」と、「2,082円」とあるのは「1,455円」と、「1,549円」とあるのは「1,080円」と、「1,095円」とあるのは「765円」と、「1,622円」とあるのは「1,135円」と、「1,054円」とあるのは「735円」と、「1,010円」とあるのは「705円」と、「1,299円」とあるのは「905円」と、「1,269円」とあるのは「885円」と、「1,562円」とあるのは「1,090円」と、「1,380円」とあるのは「965円」と、「1,555円」とあるのは「1,085円」と、「950円」とあるのは「665円」と、「900円」とあるのは「630円」と、「133円」とあるのは「100円」と、「100円」とあるのは「70円」とする。	
附則 略	
附則(平成28年条例第 号)	
この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可の日から施行する。	
別表第1から別表第3まで 略	
別表第4(第71条関係)	
(1) 市場使用料	
種別	金額
卸売業者市場使用料	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)の1,000分の4に相当する額
(2) 施設使用料	

改正前	
第1条から第9条まで 略	
第10条 平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間、別表第4第2号の表の規定の適用については、同表中「318円」とあるのは「220円」と、「529円」とあるのは「370円」と、「1,187円」とあるのは「830円」と、「991円」とあるのは「690円」と、「2,032円」とあるのは「1,420円」と、「2,082円」とあるのは「1,455円」と、「1,549円」とあるのは「1,080円」と、「1,095円」とあるのは「765円」と、「1,622円」とあるのは「1,135円」と、「1,054円」とあるのは「735円」と、「1,010円」とあるのは「705円」と、「1,299円」とあるのは「905円」と、「1,269円」とあるのは「885円」と、「1,562円」とあるのは「1,090円」と、「1,380円」とあるのは「965円」と、「1,555円」とあるのは「1,085円」と、「950円」とあるのは「665円」と、「900円」とあるのは「630円」と、「133円」とあるのは「100円」と、「100円」とあるのは「70円」とする。	
附則 略	
別表第1から別表第3まで 略	
別表第4(第71条関係)	
(1) 市場使用料	
種別	金額
卸売業者市場使用料	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)の1,000分の4に相当する額
(2) 施設使用料	

改正後				
施設名	種別	金額		
中央棟	卸売業者卸売場使用料	青果部	1平方メートルにつき	318円
		水産物部	"	529円
	倉庫使用料	青果部	"	1,187円
		水産物部	"	991円
		"	"	"
	冷蔵庫使用料	青果部	"	2,032円
		水産物部	"	2,082円
		"	"	"
	業者事務所使用料	"	"	1,549円
	仲卸業者売場使用料	青果部	"	1,095円
		水産物部	"	1,622円
	加工施設使用料	"	"	1,054円
	買荷保管積込所使用料	青果部	"	1,010円
		水産物部	"	1,299円
関連事業者売場使用料	"	"	1,269円	

改正前				
施設名	種別	金額		
中央棟	卸売業者卸売場使用料	青果部	1平方メートルにつき	318円
		水産物部	"	529円
	倉庫使用料	青果部	"	1,187円
		水産物部	"	991円
		"	"	"
	冷蔵庫使用料	青果部	"	2,032円
		水産物部	"	2,082円
		"	"	"
	業者事務所使用料	"	"	1,549円
	仲卸業者売場使用料	青果部	"	1,095円
		水産物部	"	1,622円
	加工施設使用料	"	"	1,054円
	買荷保管積込所使用料	青果部	"	1,010円
		水産物部	"	1,299円
関連事業者売場使用料	"	"	1,269円	

改正後				改正前					
	福利厚生施設使用料	"	1,562円		福利厚生施設使用料	"	1,562円		
	青果仲卸配送センター使用料	"	1,380円		青果仲卸配送センター使用料	"	1,380円		
	水産仲卸配送センター使用料	"	1,555円		水産仲卸配送センター使用料	"	1,555円		
	会議室等使用料	会議室	1時間につき	400円	会議室等使用料	会議室	1時間につき	400円	
		多目的ホール	"	800円			多目的ホール	"	800円
		調理実習室	"	500円			調理実習室	"	500円
総合食品センター	売場施設使用料	1平方メートルにつき	月額	950円	総合食品センター	売場施設使用料	1平方メートルにつき	月額	950円
	配送施設使用料	"	"	900円		配送施設使用料	"	"	900円
駐車場	駐車場使用料	"	"	133円	駐車場	駐車場使用料	"	"	133円
空地	空地使用料	"	"	100円	空地	空地使用料	"	"	100円
備考 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は使用面積が1平方メートルに満たないときは、その端数又は使用面積をそれぞれ1平方メートルとして計算する。				備考 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は使用面積が1平方メートルに満たないときは、その端数又は使用面積をそれぞれ1平方メートルとして計算する。					

議案第 119 号

盛岡市公民館条例及び盛岡市文化会館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

利用者の利便性向上を図るため、公民館及び文化会館の使用料及び利用料金を徴収する時期の特例を設けようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）の一部改正

ア 公民館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料について、規則で定める日を期限として後納させることができるものとする。

イ 利用料金について、使用料の例により後納させることができるものとする。

(2) 盛岡市文化会館条例（平成2年条例第17号）の一部改正

ア 文化会館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料について、規則で定める日を期限として後納させることができるものとする。

イ 利用料金について、使用料の例により後納させることができるものとする。

3 施行期日

平成29年4月1日

【第1条】盛岡市公民館条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市公民館条例 昭和55年3月28日条例第21号 改正 略 平成28年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市公民館条例 盛岡市公民館に関する条例（昭和35年条例第10号）の全部を改正する。 第1条から第7条まで 略 （使用料）</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。<u>ただし、公民館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。</u> （利用料金）</p> <p>第8条の2 指定管理者が管理する公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。<u>ただし、指定管理者は、前条第3項ただし書の規定の例により、利用料金を後納させることができる。</u></p> <p>第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則（平成28年条例第 号）</u> <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u> 別表 略</p>	<p>○盛岡市公民館条例 昭和55年3月28日条例第21号 改正 略</p> <p>盛岡市公民館条例 盛岡市公民館に関する条例（昭和35年条例第10号）の全部を改正する。 第1条から第7条まで 略 （使用料）</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>（利用料金）</p> <p>第8条の2 指定管理者が管理する公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>第9条から第20条まで 略 附 則 略 別表 略</p>

【第2条】盛岡市文化会館条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市文化会館条例 平成2年3月23日条例第17号 改正 略 平成28年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市文化会館条例 第1条から第7条まで 略 （使用料）</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。<u>ただし、文化会館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。</u> （利用料金）</p> <p>第9条 指定管理者が管理する文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。<u>ただし、指定管理者は、前条第3項ただし書の規定の例により、利用料金を後納させることができる。</u></p> <p>第10条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則（平成28年条例第 号）</u> <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u> 別表 略</p>	<p>○盛岡市文化会館条例 平成2年3月23日条例第17号 改正 略</p> <p>盛岡市文化会館条例 第1条から第7条まで 略 （使用料）</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。<u>ただし、前項に規定する使用料は、規則で定める日までに徴収することができる。</u></p> <p>（利用料金）</p> <p>第9条 指定管理者が管理する文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。 2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。<u>ただし、附属の設備に係る利用料金にあっては、前条第3項の規則で定める日までに支払わなければならない。</u></p> <p>第10条から第20条まで 略 附 則 略 別表 略</p>

議案第 120 号

盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

渋民運動公園整備事業における盛岡市渋民運動公園陸上競技場の改修に伴い、陸上競技場の使用区分を改め、2分の1を使用する場合の使用料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

陸上競技場をアマチュア競技に使用する場合において、陸上競技場の2分の1を使用する場合の使用料の額を、全面使用する場合の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

改正後の陸上競技場の使用料の額は、以下のとおり。

区分			改正前		改正後			
			使用料		使用料			
			1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに		1日までごとに	
			全面	全面	全面	半面	全面	半面
料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	310円	2,300円	310円	150円	2,300円	1,150円
		高校生以下	150円	1,150円	150円	70円	1,150円	570円
	個人で使用する場合(1人につき)	一般	100円		100円			
		高校生以下	50円		50円			
	その他の催しに使用する場合		730円	5,400円	730円		5,400円	
料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	880円	6,510円	880円	440円	6,510円	3,250円
		高校生以下	630円	4,660円	630円	310円	4,660円	2,330円
	その他の催しに使用する場合		1日までごとに1日の最高入場料の200人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）		使用する日ごとにその日の最高入場料の200人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）			

3 施行期日

平成29年4月1日

盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市運動公園条例 平成17年12月26日条例第118号 改正 略 平成28年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市運動公園条例 第1条から第8条まで 略 (使用料)</p> <p>第9条 第6条第1項の許可を受けた者から別表第1、第7条第1項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第10条から第21条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市運動公園条例 平成17年12月26日条例第118号 改正 略</p> <p>盛岡市運動公園条例 第1条から第8条まで 略 (使用料)</p> <p>第9条 第6条第1項の許可を受けた者から別表第1、第7条第1項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第10条から第21条まで 略 附 則 略</p>

改正後	改正前																																								
<p>別表第1 (第9条関係)</p> <p>(1) 野球場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> <th colspan="2">その他の日</th> </tr> <tr> <th>1時間まで ごとに</th> <th>1日まで ごとに</th> <th>1時間まで ごとに</th> <th>1日まで ごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴 収しない 場合</td> <td>アマチュ ア野球に 使用する 場合</td> <td>一般 高等学校 生徒以下 の者</td> <td>520円 260円</td> <td>3,360円 1,680円</td> <td>310円 150円</td> <td>2,000円 1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料				土曜日及び休日		その他の日		1時間まで ごとに	1日まで ごとに	1時間まで ごとに	1日まで ごとに	料金を徴 収しない 場合	アマチュ ア野球に 使用する 場合	一般 高等学校 生徒以下 の者	520円 260円	3,360円 1,680円	310円 150円	2,000円 1,000円	<p>別表第1 (第9条関係)</p> <p>(1) 野球場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> <th colspan="2">その他の日</th> </tr> <tr> <th>1時間まで ごとに</th> <th>1日まで ごとに</th> <th>1時間まで ごとに</th> <th>1日まで ごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴 収しない 場合</td> <td>アマチュ ア野球に 使用する 場合</td> <td>一般 高等学校 生徒以下 の者</td> <td>520円 260円</td> <td>3,360円 1,680円</td> <td>310円 150円</td> <td>2,000円 1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料				土曜日及び休日		その他の日		1時間まで ごとに	1日まで ごとに	1時間まで ごとに	1日まで ごとに	料金を徴 収しない 場合	アマチュ ア野球に 使用する 場合	一般 高等学校 生徒以下 の者	520円 260円	3,360円 1,680円	310円 150円	2,000円 1,000円
区分		使用料																																							
		土曜日及び休日		その他の日																																					
	1時間まで ごとに	1日まで ごとに	1時間まで ごとに	1日まで ごとに																																					
料金を徴 収しない 場合	アマチュ ア野球に 使用する 場合	一般 高等学校 生徒以下 の者	520円 260円	3,360円 1,680円	310円 150円	2,000円 1,000円																																			
区分	使用料																																								
	土曜日及び休日		その他の日																																						
	1時間まで ごとに	1日まで ごとに	1時間まで ごとに	1日まで ごとに																																					
料金を徴 収しない 場合	アマチュ ア野球に 使用する 場合	一般 高等学校 生徒以下 の者	520円 260円	3,360円 1,680円	310円 150円	2,000円 1,000円																																			

改正後	改正前																																														
<table border="1"> <tr> <td>料金を徴 収する場 合</td> <td>その他の催しに 使用する場 合</td> <td>1,360円</td> <td>8,730円</td> <td>1,050円</td> <td>6,720円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">料金を徴 収する場 合</td> <td>アマチュ ア野球に 使用する 場合</td> <td>1,680円</td> <td>10,740円</td> <td>1,040円</td> <td>6,720円</td> </tr> <tr> <td>一般 高等学校 生徒以下 の者</td> <td>840円</td> <td>5,370円</td> <td>520円</td> <td>3,360円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の催しに 使用する場 合</td> <td>使用する日ご とにその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 63,000円に 満たない場 合は、63,000 円)</td> <td>使用する日ご とにその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 52,500円に 満たない場 合は、52,500 円)</td> <td>使用する日ご とにその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 52,500円に 満たない場 合は、52,500 円)</td> <td>使用する日ご とにその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 63,000円に 満たない場 合は、63,000 円)</td> </tr> </table>	料金を徴 収する場 合	その他の催しに 使用する場 合	1,360円	8,730円	1,050円	6,720円	料金を徴 収する場 合	アマチュ ア野球に 使用する 場合	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円	一般 高等学校 生徒以下 の者	840円	5,370円	520円	3,360円		その他の催しに 使用する場 合	使用する日ご とにその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 63,000円に 満たない場 合は、63,000 円)	使用する日ご とにその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 52,500円に 満たない場 合は、52,500 円)	使用する日ご とにその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 52,500円に 満たない場 合は、52,500 円)	使用する日ご とにその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 63,000円に 満たない場 合は、63,000 円)	<table border="1"> <tr> <td>料金を徴 収する場 合</td> <td>その他の催しに 使用する場 合</td> <td>1,360円</td> <td>8,730円</td> <td>1,050円</td> <td>6,720円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">料金を徴 収する場 合</td> <td>アマチュ ア野球に 使用する 場合</td> <td>1,680円</td> <td>10,740円</td> <td>1,040円</td> <td>6,720円</td> </tr> <tr> <td>一般 高等学校 生徒以下 の者</td> <td>840円</td> <td>5,370円</td> <td>520円</td> <td>3,360円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の催しに 使用する場 合</td> <td>1日までごと にその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 63,000円に 満たない場 合は、63,000 円)</td> <td>1日までごと にその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 52,500円に 満たない場 合は、52,500 円)</td> <td>1日までごと にその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 52,500円に 満たない場 合は、52,500 円)</td> <td>1日までごと にその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 63,000円に 満たない場 合は、63,000 円)</td> </tr> </table>	料金を徴 収する場 合	その他の催しに 使用する場 合	1,360円	8,730円	1,050円	6,720円	料金を徴 収する場 合	アマチュ ア野球に 使用する 場合	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円	一般 高等学校 生徒以下 の者	840円	5,370円	520円	3,360円		その他の催しに 使用する場 合	1日までごと にその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 63,000円に 満たない場 合は、63,000 円)	1日までごと にその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 52,500円に 満たない場 合は、52,500 円)	1日までごと にその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 52,500円に 満たない場 合は、52,500 円)	1日までごと にその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 63,000円に 満たない場 合は、63,000 円)
料金を徴 収する場 合	その他の催しに 使用する場 合	1,360円	8,730円	1,050円	6,720円																																										
料金を徴 収する場 合	アマチュ ア野球に 使用する 場合	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円																																										
	一般 高等学校 生徒以下 の者	840円	5,370円	520円	3,360円																																										
	その他の催しに 使用する場 合	使用する日ご とにその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 63,000円に 満たない場 合は、63,000 円)	使用する日ご とにその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 52,500円に 満たない場 合は、52,500 円)	使用する日ご とにその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 52,500円に 満たない場 合は、52,500 円)	使用する日ご とにその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 63,000円に 満たない場 合は、63,000 円)																																										
料金を徴 収する場 合	その他の催しに 使用する場 合	1,360円	8,730円	1,050円	6,720円																																										
料金を徴 収する場 合	アマチュ ア野球に 使用する 場合	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円																																										
	一般 高等学校 生徒以下 の者	840円	5,370円	520円	3,360円																																										
	その他の催しに 使用する場 合	1日までごと にその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 63,000円に 満たない場 合は、63,000 円)	1日までごと にその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 52,500円に 満たない場 合は、52,500 円)	1日までごと にその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 52,500円に 満たない場 合は、52,500 円)	1日までごと にその日の 最高入場料 の100人分に 相当する額 (その額が 63,000円に 満たない場 合は、63,000 円)																																										

- 備考
- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。
 - 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
 - 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。

改正後	改正前																				
<p>(2) 陸上競技場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>1時間まで ごとに</th> <th>1日まで ごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴 収しない 場合</td> <td>アマチュ ア競技に 使用する 場合</td> <td>一般 高等学校 生徒</td> <td>310円 150円</td> <td>2,300円 1,150円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料		1時間まで ごとに	1日まで ごとに	料金を徴 収しない 場合	アマチュ ア競技に 使用する 場合	一般 高等学校 生徒	310円 150円	2,300円 1,150円	<p>(2) 陸上競技場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>1時間まで ごとに</th> <th>1日まで ごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴 収しない 場合</td> <td>アマチュ ア競技に 使用する 場合</td> <td>一般 高等学校 生徒</td> <td>310円 150円</td> <td>2,300円 1,150円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料		1時間まで ごとに	1日まで ごとに	料金を徴 収しない 場合	アマチュ ア競技に 使用する 場合	一般 高等学校 生徒	310円 150円	2,300円 1,150円
区分		使用料																			
	1時間まで ごとに	1日まで ごとに																			
料金を徴 収しない 場合	アマチュ ア競技に 使用する 場合	一般 高等学校 生徒	310円 150円	2,300円 1,150円																	
区分	使用料																				
	1時間まで ごとに	1日まで ごとに																			
料金を徴 収しない 場合	アマチュ ア競技に 使用する 場合	一般 高等学校 生徒	310円 150円	2,300円 1,150円																	

改正後				
場合	個人で使用する 場合（1人につき）	徒以下の者		
		一般	100円	—
		高等学校生	50円	—
	その他の催しに使用する 場合		730円	5,400円
料金を徴 収する場 合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	880円	6,510円
		高等学校生	630円	4,660円
		徒以下の者		
	その他の催しに使用する 場合	使用する日ごとにその日の最高 入場料の200人分に相当する額 (その額が52,500円に満たない 場合は、52,500円)		

備考

- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。
- アマチュア競技に使用する場合において、陸上競技場の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(3) 総合体育館

ア 貸切使用の場合の使用料

区分			1時間まで ごとに	1日までご とに
アリーナ	料金を徴 収しない 場合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	1,040円
		高等学校生	520円	
		徒以下の者	3,360円	
		その他の催しに使用する 場合	1,680円	
			6,720円	10,750円

改正前				
場合	個人で使用する 場合（1人につき）	徒以下の者		
		一般	100円	—
		高等学校生	50円	—
	その他の催しに使用する 場合		730円	5,400円
料金を徴 収する場 合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	880円	6,510円
		高等学校生	630円	4,660円
		徒以下の者		
	その他の催しに使用する 場合	1日までごとに1日の最高 入場料の200人分に相当する額 (その額が52,500円に満たない 場合は、52,500円)		

備考 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。

(3) 総合体育館

ア 貸切使用の場合の使用料

区分			1時間まで ごとに	1日までご とに
アリーナ	料金を徴 収しない 場合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	1,040円
		高等学校生	520円	
		徒以下の者	3,360円	
		その他の催しに使用する 場合	1,680円	
			6,720円	10,750円

改正後				
料金を徴 収する場 合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	2,300円	14,780円
		高等学校生	1,150円	7,390円
		徒以下の者		
		その他の催しに使用する 場合	4,200円	26,880円
		営利を目的 としない場 合	8,400円	53,760円
		営利を目的 とする場 合		
柔剣道場	アマチュア競 技に使用 する場合	一般	420円	2,680円
		高等学校生	210円	1,340円
		徒以下の者		
	その他の催しに使用する 場合	630円	4,030円	
多目的ホ ール	アマチュア競 技に使用 する場合	一般	310円	2,000円
		高等学校生	150円	1,000円
		徒以下の者		
	その他の催しに使用する 場合	470円	3,020円	
会議室及び談話室			100円	—
遊戯室		一般	210円	1,340円
		高等学校生	100円	670円
		徒以下の者		

備考

- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り

改正前				
料金を徴 収する場 合	アマチュア競 技に使用する 場合	一般	2,300円	14,780円
		高等学校生	1,150円	7,390円
		徒以下の者		
		その他の催しに使用する 場合	4,200円	26,880円
		営利を目的 としない場 合	8,400円	53,760円
		営利を目的 とする場 合		
柔剣道場	アマチュア競 技に使用 する場合	一般	420円	2,680円
		高等学校生	210円	1,340円
		徒以下の者		
	その他の催しに使用する 場合	630円	4,030円	
多目的ホ ール	アマチュア競 技に使用 する場合	一般	310円	2,000円
		高等学校生	150円	1,000円
		徒以下の者		
	その他の催しに使用する 場合	470円	3,020円	
会議室及び談話室			100円	—
遊戯室		一般	210円	1,340円
		高等学校生	100円	670円
		徒以下の者		

備考

- アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り

改正後				改正前			
捨てた額)とする。				捨てた額)とする。			
3 暖房を使用する場合は、規則で定める暖房料を徴収する。				2 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。			
イ 一般使用の場合の使用料				3 照明を使用する場合又は暖房を使用する場合は、規則で定める照明料又は暖房料を徴収する。			
イ 一般使用の場合の使用料				イ 一般使用の場合の使用料			
区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者	区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者
アリーナ	1人1時間までごとに	100円	50円	アリーナ	1人1時間までごとに	100円	50円
トレーニング室	1人1時間までごとに	120円	60円	トレーニング室	1人1時間までごとに	120円	60円
柔剣道場	1人1時間までごとに	100円	50円	柔剣道場	1人1時間までごとに	100円	50円
多目的ホール	1人1時間までごとに	100円	50円	多目的ホール	1人1時間までごとに	100円	50円
更衣室	1人1回につき	100円	100円	更衣室	1人1回につき	100円	100円
(4) 屋内相換場				(4) 屋内相換場			
ア 貸切使用の場合の使用料				ア 貸切使用の場合の使用料			
区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者	区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者
アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円
その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		310円	その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		310円
イ 一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては100円、高等学校生徒以下の者にあっては50円				イ 一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては100円、高等学校生徒以下の者にあっては50円			
(5) B&G海洋センタープール				(5) B&G海洋センタープール			

改正後				改正前			
区分	使用料 (1人1回につき)			区分	使用料 (1人1回につき)		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで
一般	210円	210円	310円	一般	210円	210円	310円
高等学校生徒以下の者	100円	100円	100円	高等学校生徒以下の者	100円	100円	100円
別表第2 (第9条関係)							
区分	使用料		金額	区分	使用料		金額
	単位				単位		
物品を販売し、又は頒布すること。	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	840円	物品を販売し、又は頒布すること。	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	840円
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	260円		有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	260円
業として写真又は映画の撮影その他これに類する行為		撮影機1台1日までごとに	90円	業として写真又は映画の撮影その他これに類する行為		撮影機1台1日までごとに	90円
音楽、芸能等の興行		1日までごとに	5,100円	音楽、芸能等の興行		1日までごとに	5,100円
集会、展示会その他これらに類する催し		1日までごとに	1,360円	集会、展示会その他これらに類する催し		1日までごとに	1,360円

議案第 121 号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

児童のより良い教育環境を確保するため、盛岡市小中学校適正配置基本計画に基づき、複式学級解消の対象校である城内小学校を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

第2条の表から次の小学校の項を削る。

名称	位置
盛岡市立城内小学校	盛岡市玉山字田畑19番地1

3 施行期日

平成29年4月1日

4 その他

廃止する城内小学校の学区は、洺民小学校の学区とする。

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																												
<p>○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略 平成28年12月 日条例第 号 盛岡市立学校に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、市立の学校の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (小学校) 第2条 小学校を次表のとおり設置する。</p>	<p>○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略 盛岡市立学校に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、市立の学校の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (小学校) 第2条 小学校を次表のとおり設置する。</p>																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立仁王小学校</td><td>盛岡市本町通二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城南小学校</td><td>盛岡市若園町9番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城小学校</td><td>盛岡市大通三丁目8番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川小学校</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北小学校</td><td>盛岡市仙北二丁目19番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵小学校</td><td>盛岡市肴町1番6号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸小学校</td><td>盛岡市山岸二丁目13番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺小学校</td><td>盛岡市大慈寺町6番47号</td></tr> <tr><td>盛岡市立米内小学校</td><td>盛岡市上米内字米内沢50番地の9</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵小学校</td><td>盛岡市土淵字幅2番地の3</td></tr> <tr><td>盛岡市立中野小学校</td><td>盛岡市中野二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮小学校</td><td>盛岡市本宮二丁目25番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山小学校</td><td>盛岡市青山二丁目7番2号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川小学校</td><td>盛岡市厨川三丁目5番1号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号	盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号	盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号	盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号	盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号	盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号	盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号	盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9	盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3	盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号	盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号	盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号	盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立仁王小学校</td><td>盛岡市本町通二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城南小学校</td><td>盛岡市若園町9番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城小学校</td><td>盛岡市大通三丁目8番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川小学校</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北小学校</td><td>盛岡市仙北二丁目19番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵小学校</td><td>盛岡市肴町1番6号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸小学校</td><td>盛岡市山岸二丁目13番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺小学校</td><td>盛岡市大慈寺町6番47号</td></tr> <tr><td>盛岡市立米内小学校</td><td>盛岡市上米内字米内沢50番地の9</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵小学校</td><td>盛岡市土淵字幅2番地の3</td></tr> <tr><td>盛岡市立中野小学校</td><td>盛岡市中野二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮小学校</td><td>盛岡市本宮二丁目25番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山小学校</td><td>盛岡市青山二丁目7番2号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川小学校</td><td>盛岡市厨川三丁目5番1号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号	盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号	盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号	盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号	盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号	盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号	盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号	盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9	盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3	盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号	盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号	盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号	盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号
名称	位置																																																												
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号																																																												
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号																																																												
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号																																																												
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																												
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号																																																												
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号																																																												
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号																																																												
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号																																																												
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9																																																												
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3																																																												
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号																																																												
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号																																																												
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号																																																												
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号																																																												
名称	位置																																																												
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号																																																												
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号																																																												
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号																																																												
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																												
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号																																																												
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号																																																												
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号																																																												
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号																																																												
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9																																																												
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3																																																												
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号																																																												
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号																																																												
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号																																																												
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号																																																												

改正後	改正前
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号
盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号
盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号
盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号
盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1
盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1
盛岡市立繁小学校	盛岡市繁字館市114番地の1
盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号
盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号
盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号
盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地
盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号
盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号
盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2
盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地
盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2
盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地
盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地
盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号
盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地
盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1
盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号
盛岡市立玉山小学校	盛岡市日戸字市の坪53番地
盛岡市立洪民小学校	盛岡市洪民字鶴塚114番地
盛岡市立生出小学校	盛岡市下田字仲平59番地36
盛岡市立巻堀小学校	盛岡市巻堀字巻堀12番地1

改正後		改正前	
盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60	盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60
盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号	盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号
3条から第6条まで 略		第3条から第6条まで 略	
附 則 略		附 則 略	
附 則 (平成28年条例第 号)			
この条例は、平成29年4月1日から施行する。			

議案第122号

盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

雇用保険法（昭和49年法律第116号）の改正に伴い、高年齢被保険者に該当する職員が退職後に失業している場合において一般の退職手当等と高年齢求職者給付金の差額に相当する額等の退職手当を支給するとともに、求職活動に係る退職手当の対象とする行為を拡充しようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）
- (2) 盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）
- (3) 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）

3 改正の内容

- (1) 65歳となった日以後に雇用される職員が退職後に失業している場合に、雇用保険法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による支給の条件に従い、退職手当として支給する。（上記2(1)から(3)まで）
- (2) 65歳以上の職員が退職後に失業している場合に、雇用保険法に規定する就業促進手当、移転費及び求職活動支援費の額に相当する金額を同法の規定による支給の条件に従い、退職手当として支給する。（上記2(2)）
- (3) 雇用保険法に規定する求職活動に係る給付に相当する退職手当の対象とする行為に、職業に関する教育訓練の受講等及び求職活動を容易にするための役務の利用を加える。（上記2(2)）

※ (2) 及び(3) は、上下水道局及び市立病院においては管理規程で取り扱う事項である。

4 施行期日

平成29年1月1日

改正後	改正前
<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略 平成28年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第13条の4まで 略 (退職手当)</p> <p>第14条 職員が勤続期間（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務を執ることを要しなかつた期間を除く。以下この条において同じ。）6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給する。</p> <p>(1) 定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した場合 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気により退職した場合 (3) 死亡により退職した場合</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その定めるところにより、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けた者 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者 (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し、退</p>	<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略</p> <p>盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第13条の4まで 略 (退職手当)</p> <p>第14条 職員が勤続期間（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務を執ることを要しなかつた期間を除く。以下この条において同じ。）6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給する。</p> <p>(1) 定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した場合 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気により退職した場合 (3) 死亡により退職した場合</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その定めるところにより、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けた者 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者 (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し、退</p>

改正後	改正前
<p>職させられた者</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者は、その定めるところにより、当該退職手当が支払われる前にあつてはその額の支払を差し止め、又はその全部若しくは一部を支給しないこととする処分を行い、当該退職手当が支払われた後にあつてはその額の全部若しくは一部の返納又はその額の全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、第1項の退職手当に含まれるものとする。ただし、同項の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、同項の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>5 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。以下同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する隠職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と</p>	<p>職させられた者</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者は、その定めるところにより、当該退職手当が支払われる前にあつてはその額の支払を差し止め、又はその全部若しくは一部を支給しないこととする処分を行い、当該退職手当が支払われた後にあつてはその額の全部若しくは一部の返納又はその額の全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、第1項の退職手当に含まれるものとする。ただし、同項の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、同項の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>5 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。以下同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する隠職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際従事していた事務を同法</p>

改正後	改正前
<p>みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当する者が退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>第15条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。 (盛岡市上下水道局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 2 第1条の規定の施行に関し必要な経過措置は、上下水道事業管理者が定める。 3から5まで 略</p>	<p>第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当する者が退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 前2項に定めるもののほか、第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>第15条から第20条まで 略 附 則 略</p>

【第2条】盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 平成28年12月 日条例第 号 盛岡市職員の退職手当に関する条例 第1条から第10条まで 略 (失業者の退職手当) 第11条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その</p>	<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 盛岡市職員の退職手当に関する条例 第1条から第10条まで 略 (失業者の退職手当) 第11条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その</p>

改正後	改正前
<p>超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する隠職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の方で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるものであつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除くものとする。</p> <p>(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内でないときは、当該直前の職員等でなくなつた日以前の職員等であつた期間</p> <p>(2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の</p>	<p>超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する隠職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の方で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるものであつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除くものとする。</p> <p>(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内でないときは、当該直前の職員等でなくなつた日以前の職員等であつた期間</p> <p>(2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の</p>

改正後	改正前
<p>職員等であつた期間</p> <p>3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、</p>	<p>職員等であつた期間</p> <p>3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際従事していた事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、</p>

改正後	改正前
<p>第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇の特例被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p>	<p>第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際従事していた事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇の特例被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p>

改正後	改正前
<p>(2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額</p> <p>8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇の特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p>	<p>(2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額</p> <p>8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇の特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p>

改正後	改正前
<p>給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p> <p>第12条から第22条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成28年条例第 号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。</p> <p>2 略</p> <p>(盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 退職職員(退職した盛岡市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)であつて、退職職員が退職の際従事していた事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第2条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における盛岡市職員の退職手当に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは、「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零))」とする。</p> <p>4 新条例第11条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当</p>	<p>給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p> <p>第12条から第22条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>該行為に関し、第2条の規定による改正前の盛岡市職員の退職手当に関する条例第11条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。</p> <p>5 略</p>	

改正後	改正前
<p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 平成28年12月 日 条例第 号</p>	<p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略</p>
<p>盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第19条の3まで 略 (退職手当)</p>	<p>盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第19条の3まで 略 (退職手当)</p>
<p>第20条 職員が勤続期間（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務を執ることを要しなかった期間を除く。以下この条において同じ。）6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給する。</p> <p>(1) 定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した場合</p> <p>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気により退職した場合</p> <p>(3) 死亡により退職した場合</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その定めるところにより、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し、退</p>	<p>第20条 職員が勤続期間（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務を執ることを要しなかった期間を除く。以下この条において同じ。）6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給する。</p> <p>(1) 定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した場合</p> <p>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気により退職した場合</p> <p>(3) 死亡により退職した場合</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その定めるところにより、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し、退</p>

改正後	改正前
<p>職させられた者</p>	<p>職させられた者</p>
<p>3 在職期間中に地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者は、その定めるところにより、当該退職手当が支払われる前にあってはその額の支払を差し止め、又はその全部若しくは一部を支給しないこととする処分を行い、当該退職手当が支払われた後にあってはその額の全部若しくは一部の返納又はその額の全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、第1項の退職手当に含まれるものとする。ただし、同項の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、同項の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>5 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。以下同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法に規定する基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と</p>	<p>3 在職期間中に地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者は、その定めるところにより、当該退職手当が支払われる前にあってはその額の支払を差し止め、又はその全部若しくは一部を支給しないこととする処分を行い、当該退職手当が支払われた後にあってはその額の全部若しくは一部の返納又はその額の全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、第1項の退職手当に含まれるものとする。ただし、同項の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、同項の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。</p> <p>5 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。以下同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法に規定する基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の歴任事していた事務を同法</p>

改正後	改正前
<p>みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する<u>高年齢被保険者</u>に該当する者が退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 前2項に定めるもののほか、<u>前2項</u>の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>第21条から第26条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 母抄) (施行期日) 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。 2から4まで 略 (盛岡市市立病院企業職員の給与の額及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 5 第3条の規定の施行に関し必要な経過措置は、病院事業管理者が定める。</p>	<p><u>第5条第1項</u>に規定する<u>適用事業</u>とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する<u>高年齢継続被保険者</u>に該当する者が退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 前2項に定めるもののほか、<u>第5項</u>の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>第21条から第26条まで 略 附 則 略</p>

議案第 123 号

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

人口減少等に伴い給水収益が減少傾向にある中で、持続可能な水道事業を目指して財務体質を強化し、使用者間の負担の適正化を図るため、水道料金の額の改定及び従量料金に係る給水量の区分の変更をするとともに、基本料金の日割計算、口座振替報償金、遅延損害金及び写真による工事完了検査の手数料について定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 水道料金の改定等（詳細は裏面参照）

ア 基本料金の額を引き上げ、従量料金の単価を引き下げる。

イ 一般用の従量料金における給水量の区分に、新たな区分（1,000立方メートルを超える分）を設ける。

ウ 水道使用者が定例日以外の日水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した月の基本料金の額は、日割りによって計算することとする。

エ 遅収料金を廃止し、年5パーセントの割合の遅延損害金を徴収することとする。

オ 加入金の額及び水道料金の単価を消費税及び地方消費税の額を含めたものに改める。

(2) 口座振替報償金の導入

口座振替を利用して水道料金を納付した場合に報償金を交付することができることとする。

(3) 手数料の改定（詳細は裏面参照）

ア 給水装置工事に係る設計審査及び工事完了検査の手数料において、給水装置を改造する場合の分岐口径の変更の有無による区分を廃止する。

イ 写真による給水装置工事に係る工事完了検査の手数料を定める。

3 施行期日

平成29年4月1日

■水道料金新旧対照表

基本料金			
口径 mm	改正後 (円)	改正前 (円)	比較増減 (円)
13	972	864	108
16			
20	1,620	1,512	108
25	2,592	2,484	108
30	4,860	3,672	1,188
40	8,964	6,048	2,916
50	16,308	13,176	3,132
75	42,876	26,568	16,308
100	89,424	43,848	45,576
150	256,932	92,340	164,592

従量料金					
用途等の区分		水量区分	改正後 (円)	改正前 (円)	増減額 (円)
一般 用	口径 25mm 以下	1~10 m ³	64	66.96	▲ 2.96
		11~20 m ³	122	133.92	▲ 11.92
		21~30 m ³	216	226.80	▲ 10.80
		31~1000 m ³	270	293.76	▲ 23.76
		1001 m ³ ~	216	293.76	▲ 77.76
	口径 30mm 以上	1~50 m ³	270	272.16	▲ 2.16
		51~1000 m ³		293.76	▲ 23.76
		1001 m ³ ~	216	293.76	▲ 77.76
	浴 場 用	一般公衆浴場		51	51.84
温泉 浴場		1~100 m ³	140	140.40	▲ 0.40
		101 m ³ ~	216	226.80	▲ 10.80
臨時用			507	507.60	▲ 0.60

※消費税の総額表示

現在税抜き表示となっている料金表示を税込み表示に改める。

■手数料

(1) 給水装置工事設計審査

区 分		改正後 (円)	改正前 (円)	増減額 (円)
給水装置を新設 する場合	分岐口径が 25mm 以下	2,500	2,500	-
	分岐口径が 30mm 以上 50mm 以下	4,000	4,000	-
	分岐口径が 75mm 以上	6,500	6,500	-
給水装置を改造 する場合	分岐口径を変更するもの	2,000	4,000	▲ 2,000
	分岐口径を変更しないもの		2,000	-
給水装置を修繕する場合		2,000	2,000	-
給水装置を撤去する場合		1,000	1,000	-

(2) 給水装置工事の完了検査

区 分		改正後 (円)	改正前 (円)	増減額 (円)
給水装置を新設 する場合	分岐口径が 25mm 以下	5,000	5,000	-
	分岐口径が 30mm 以上 50mm 以下	8,500	8,500	-
	分岐口径が 75mm 以上	14,000	14,000	-
給水装置を改造 する場合	分岐口径を変更するもの	4,000	9,000	▲ 5,000
	分岐口径を変更しないもの		4,000	-
給水装置を修繕する場合		4,000	4,000	-
給水装置を撤去する場合		2,000	2,000	-
写真検査		2,000		

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																								
<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号 改正 平成28年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市水道事業給水条例 目次及び第1条から第15条まで 略 (加入金)</p> <p>第15条の2 給水装置の新設又は増径(給水装置の改造でメーターの口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。)をする者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の加入金を徴収する。</p> <p>(1) 新設の場合 次表の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表の当該右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">メーターの口径</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td style="text-align: right;">46,440円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td style="text-align: right;">127,440円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td style="text-align: right;">216,000円</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td style="text-align: right;">330,480円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td style="text-align: right;">657,720円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td style="text-align: right;">1,130,760円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td style="text-align: right;">3,046,680円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td style="text-align: right;">6,248,880円</td></tr> <tr><td>150ミリメートル</td><td style="text-align: right;">17,247,600円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 増径の場合 増径前後の各メーターの口径に対応する前号の表の額の差額に相当する額</p> <p>2 加入金は、第5条第1項の規定による承認の届出送付する納入通知書により納入しなければならない。</p>	メーターの口径	金額	13ミリメートル	46,440円	20ミリメートル	127,440円	25ミリメートル	216,000円	30ミリメートル	330,480円	40ミリメートル	657,720円	50ミリメートル	1,130,760円	75ミリメートル	3,046,680円	100ミリメートル	6,248,880円	150ミリメートル	17,247,600円	<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号 改正</p> <p>盛岡市水道事業給水条例 目次及び第1条から第15条まで 略 (加入金)</p> <p>第15条の2 給水装置の新設又は増径(給水装置の改造でメーターの口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。)をする者から、次に定める額に100分の108を乗じて得た額の加入金を徴収する。</p> <p>(1) 新設の場合 _____メーターの口径 _____ に応じ 次表 _____ に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">メーターの口径</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td style="text-align: right;">43,000円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td style="text-align: right;">118,000円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td style="text-align: right;">200,000円</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td style="text-align: right;">306,000円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td style="text-align: right;">609,000円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td style="text-align: right;">1,047,000円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td style="text-align: right;">2,821,000円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td style="text-align: right;">5,786,000円</td></tr> <tr><td>150ミリメートル</td><td style="text-align: right;">15,970,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 増径の場合 増径前後の各メーターの口径に対応する前号の表の額の差額に相当する額</p> <p>2 加入金は、第5条第1項の規定による承認の届出送付する納入通知書により納入しなければならない。</p>	メーターの口径	金額	13ミリメートル	43,000円	20ミリメートル	118,000円	25ミリメートル	200,000円	30ミリメートル	306,000円	40ミリメートル	609,000円	50ミリメートル	1,047,000円	75ミリメートル	2,821,000円	100ミリメートル	5,786,000円	150ミリメートル	15,970,000円
メーターの口径	金額																																								
13ミリメートル	46,440円																																								
20ミリメートル	127,440円																																								
25ミリメートル	216,000円																																								
30ミリメートル	330,480円																																								
40ミリメートル	657,720円																																								
50ミリメートル	1,130,760円																																								
75ミリメートル	3,046,680円																																								
100ミリメートル	6,248,880円																																								
150ミリメートル	17,247,600円																																								
メーターの口径	金額																																								
13ミリメートル	43,000円																																								
20ミリメートル	118,000円																																								
25ミリメートル	200,000円																																								
30ミリメートル	306,000円																																								
40ミリメートル	609,000円																																								
50ミリメートル	1,047,000円																																								
75ミリメートル	2,821,000円																																								
100ミリメートル	5,786,000円																																								
150ミリメートル	15,970,000円																																								

改正後	改正前
<p>3 既納の加入金は、還付しない。ただし、当該新設又は増径に係る給水装置による給水の開始前に当該給水装置工事の申込み又はその承認が取り消された場合は、この限りでない。</p> <p>4 第11条及び第13条第1項の規定は、加入金について準用する。この場合において、第11条第2項中「毎月」とあるのは、「納期ごと」と読み替えるものとする。</p> <p>16条から第21条まで 略 (水道の使用中止、変更等の届出)</p> <p>第22条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 水道の使用を中止し、又は廃止するとき。</p> <p>(2) 水道の使用用途を変更するとき。</p> <p>(3) 消防訓練に私設消火栓を使用するとき。</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。</p> <p>(2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。</p> <p>(3) 消防用として水道を使用したとき。</p> <p>(4) 管理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。</p> <p>第23条から第26条まで 略 第4章 料金及び手数料 (料金の徴収)</p> <p>第27条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者(第19条第1項第2号又は第3号に該当する場合にあつては管理人。以下同じ。)から徴収する。</p> <p>2 _____ 料金は、 _____ 給水の中止又は廃止の届出 _____ がない限</p>	<p>3 既納の加入金は、還付しない。ただし、当該新設又は増径に係る給水装置による給水の開始前に当該給水装置工事の申込み又はその承認が取り消された場合は、この限りでない。</p> <p>4 第11条及び第13条第1項の規定は、加入金について準用する。この場合において、第11条第2項中「毎月」とあるのは、「納期ごと」と読み替えるものとする。</p> <p>第16条から第21条まで 略 (水道の使用中止、変更等の届出)</p> <p>第22条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 水道の使用をやめる _____ とき。</p> <p>(2) 水道の使用用途を変更するとき。</p> <p>(3) 消防訓練に私設消火栓を使用するとき。</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。</p> <p>(2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。</p> <p>(3) 消防用として水道を使用したとき。</p> <p>(4) 管理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。</p> <p>第23条から第26条まで 略 第4章 料金及び手数料 (料金の徴収)</p> <p>第27条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者(第19条第1項第2号又は第3号に該当する場合にあつては管理人。以下同じ。)から徴収する。</p> <p>2 給水装置を共用する者は、料金の納付について連帯してその責を負うものとする。</p> <p>3 第1項の料金は、水道使用者から給水の中止又は廃止の届け出がない限</p>

改正後		改正前																																									
り徴収する。 (料金の額) 第28条 料金の額は、次の各号に掲げる料金の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。		り徴収する。 (料金) 第28条 料金は、第1号の基本料金に第2号の従量料金を加算して得た額100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。																																									
(1) 基本料金 次表に定める額		(1) 基本料金																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金額（1月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>972円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>1,620円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>2,592円</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td>4,860円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>8,964円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>16,308円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>42,876円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>89,424円</td></tr> <tr><td>150ミリメートル</td><td>256,932円</td></tr> </tbody> </table>		メーターの口径	金額（1月につき）	13ミリメートル	972円	20ミリメートル	1,620円	25ミリメートル	2,592円	30ミリメートル	4,860円	40ミリメートル	8,964円	50ミリメートル	16,308円	75ミリメートル	42,876円	100ミリメートル	89,424円	150ミリメートル	256,932円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金額（1月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートルのもの</td><td>800円</td></tr> <tr><td>20ミリメートルのもの</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>25ミリメートルのもの</td><td>2,300円</td></tr> <tr><td>30ミリメートルのもの</td><td>3,400円</td></tr> <tr><td>40ミリメートルのもの</td><td>5,600円</td></tr> <tr><td>50ミリメートルのもの</td><td>12,200円</td></tr> <tr><td>75ミリメートルのもの</td><td>24,600円</td></tr> <tr><td>100ミリメートルのもの</td><td>40,600円</td></tr> <tr><td>150ミリメートルのもの</td><td>85,500円</td></tr> </tbody> </table>		メーターの口径	金額（1月につき）	13ミリメートルのもの	800円	20ミリメートルのもの	1,400円	25ミリメートルのもの	2,300円	30ミリメートルのもの	3,400円	40ミリメートルのもの	5,600円	50ミリメートルのもの	12,200円	75ミリメートルのもの	24,600円	100ミリメートルのもの	40,600円	150ミリメートルのもの	85,500円
メーターの口径	金額（1月につき）																																										
13ミリメートル	972円																																										
20ミリメートル	1,620円																																										
25ミリメートル	2,592円																																										
30ミリメートル	4,860円																																										
40ミリメートル	8,964円																																										
50ミリメートル	16,308円																																										
75ミリメートル	42,876円																																										
100ミリメートル	89,424円																																										
150ミリメートル	256,932円																																										
メーターの口径	金額（1月につき）																																										
13ミリメートルのもの	800円																																										
20ミリメートルのもの	1,400円																																										
25ミリメートルのもの	2,300円																																										
30ミリメートルのもの	3,400円																																										
40ミリメートルのもの	5,600円																																										
50ミリメートルのもの	12,200円																																										
75ミリメートルのもの	24,600円																																										
100ミリメートルのもの	40,600円																																										
150ミリメートルのもの	85,500円																																										
(2) 従量料金 次表に定める額		(2) 従量料金																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途等の区分</th> <th>給水量</th> <th>金額（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般用</td> <td>メーターの口径が25ミリメートル以下</td> <td>10立方メートルまでの分 64円 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 122円 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 216円</td> </tr> </tbody> </table>		用途等の区分	給水量	金額（1立方メートルにつき）	一般用	メーターの口径が25ミリメートル以下	10立方メートルまでの分 64円 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 122円 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 216円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途等の区分</th> <th>給水量</th> <th>金額（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般用</td> <td>メーターの口径が25ミリメートル以下のもの</td> <td>10立方メートルまでの分 62円 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 124円 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 210円</td> </tr> </tbody> </table>		用途等の区分	給水量	金額（1立方メートルにつき）	一般用	メーターの口径が25ミリメートル以下のもの	10立方メートルまでの分 62円 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 124円 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 210円																												
用途等の区分	給水量	金額（1立方メートルにつき）																																									
一般用	メーターの口径が25ミリメートル以下	10立方メートルまでの分 64円 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 122円 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 216円																																									
	用途等の区分	給水量	金額（1立方メートルにつき）																																								
	一般用	メーターの口径が25ミリメートル以下のもの	10立方メートルまでの分 62円 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 124円 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 210円																																								

改正後		改正前																																																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般用</td> <td rowspan="2">メーターの口径が30ミリメートル以上</td> <td>30立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>1,000立方メートルを超える分</td> <td>216円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">メーターの口径が30ミリメートル以上</td> <td>1,000立方メートルまでの分</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>1,000立方メートルを超える分</td> <td>216円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公衆浴場用</td> <td>一般公衆浴場</td> <td>—</td> <td>51円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温泉浴場</td> <td>100立方メートルまでの分</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100立方メートルを超える分</td> <td>216円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>507円</td> </tr> </tbody> </table>		一般用	メーターの口径が30ミリメートル以上	30立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	270円	1,000立方メートルを超える分	216円	メーターの口径が30ミリメートル以上	1,000立方メートルまでの分	270円	1,000立方メートルを超える分	216円	公衆浴場用	一般公衆浴場	—	51円	温泉浴場	100立方メートルまでの分	140円		100立方メートルを超える分	216円	臨時用	—	—	507円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般用</td> <td rowspan="2">メーターの口径が30ミリメートル以上のもの</td> <td>30立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分</td> <td>272円</td> </tr> <tr> <td>1,000立方メートルを超える分</td> <td>216円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">メーターの口径が30ミリメートル以上のもの</td> <td>50立方メートルまでの分</td> <td>252円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超える分</td> <td>272円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公衆浴場用</td> <td>一般公衆浴場</td> <td>—</td> <td>48円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温泉浴場</td> <td>100立方メートルまでの分</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100立方メートルを超える分</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>470円</td> </tr> </tbody> </table>		一般用	メーターの口径が30ミリメートル以上のもの	30立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	272円	1,000立方メートルを超える分	216円	メーターの口径が30ミリメートル以上のもの	50立方メートルまでの分	252円	50立方メートルを超える分	272円	公衆浴場用	一般公衆浴場	—	48円	温泉浴場	100立方メートルまでの分	130円		100立方メートルを超える分	210円	臨時用	—	—	470円
一般用	メーターの口径が30ミリメートル以上			30立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	270円																																																
			1,000立方メートルを超える分	216円																																																	
	メーターの口径が30ミリメートル以上		1,000立方メートルまでの分	270円																																																	
		1,000立方メートルを超える分	216円																																																		
公衆浴場用	一般公衆浴場	—	51円																																																		
	温泉浴場	100立方メートルまでの分	140円																																																		
		100立方メートルを超える分	216円																																																		
臨時用	—	—	507円																																																		
一般用	メーターの口径が30ミリメートル以上のもの	30立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	272円																																																		
		1,000立方メートルを超える分	216円																																																		
	メーターの口径が30ミリメートル以上のもの	50立方メートルまでの分	252円																																																		
		50立方メートルを超える分	272円																																																		
公衆浴場用	一般公衆浴場	—	48円																																																		
	温泉浴場	100立方メートルまでの分	130円																																																		
		100立方メートルを超える分	210円																																																		
臨時用	—	—	470円																																																		
2 前項第1号の表において「1月」とは、毎月の定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう）		2 前項第1号の表において「1月」とは、毎月の定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。ただし、その日以外の日に水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した月にあつては、その使用を開始し、中止し、又は廃止した日をいう。以下同じ。）から翌月の定例日までの期間をいう。																																																			
3 第1項の規定にかかわらず、定例日以外の日に水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合（正当な理由がないと管理者が認めた場合を除く。）における当該使用を開始し、中止し、又は廃止した日の直前の定例日から当該使用を開始し、中止し、又は廃止した日の直後の定例日までの期間に係る料金の額（30ミリメートル以上のメーターの口径に係る料金の額を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基本料金の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て		3 第1項の規定にかかわらず、定例日以外の日に水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合（正当な理由がないと管理者が認めた場合を除く。）における当該使用を開始し、中止し、又は廃止した日の直前の定例日から当該使用を開始し、中止し、又は廃止した日の直後の定例日までの期間に係る料金の額（30ミリメートル以上のメーターの口径に係る料金の額を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基本料金の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て																																																			

改正後	改正前
<p>た額)に従量料金の額を加算して得た額とする。</p> <p>(1) 定例日以外の日に水道の使用を開始した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基本料金の額</p> <p>ア 当該使用を開始した日からその日の直後の定例日までの期間の日数(以下「開始後日数」という。)が30日未満の場合 1月分の基本料金の額を30で除し、これに開始後日数を乗じて得た額</p> <p>イ 開始後日数が30日以上の場合 1月分の基本料金の額</p> <p>(2) 定例日以外の日に水道の使用を中止し、又は廃止した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基本料金の額</p> <p>ア 当該使用を中止し、又は廃止した日の直前の定例日の翌日から当該使用を中止し、又は廃止した日までの期間の日数(以下「中止・廃止前日数」という。)が30日未満の場合 1月分の基本料金の額を30で除し、これに中止・廃止前日数を乗じて得た額</p> <p>イ 中止・廃止前日数が30日以上の場合 1月分の基本料金の額</p> <p>4 第1項第2号の表に規定する用途の認定基準は、管理者が定める。</p>	<p>3 第1項第2号の表に規定する用途の認定基準は、管理者が定める。</p> <p>(<u>混収料金</u>)</p> <p>第28条の2 前条第1項の規定にかかわらず、第38条の規定に基づく給水の停止処分を行う必要があると認めて管理者が送付する給水停止執行通知書に記載された指定期日後に納付する場合の料金は、前条第1項の規定による額に当該額の5パーセントに相当する額を加えて得た額とする。</p> <p>(<u>私設消火栓の料金</u>)</p> <p>第29条 私設消火栓を消防訓練のため使用した場合の料金は、<u>1消火栓</u>につき1回の放水10分間又はその端数ごとに200円として算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。</p> <p>(<u>従量料金の算定</u>)</p> <p>第29条の2 従量料金は、毎月の定例日に給水量を計量し、その給水量により算定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日</p>
<p>(<u>私設消火栓の料金</u>)</p> <p>第29条 私設消火栓を消防訓練のため使用した場合の料金は、<u>私設消火栓1</u>個につき1回の放水10分まで ごとに216円として算定した額 として算定する。</p> <p>(<u>従量料金の算定</u>)</p> <p>第29条の2 従量料金は、毎月の定例日に給水量を計量し、その給水量により算定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日</p>	<p>(<u>私設消火栓の料金</u>)</p> <p>第29条 私設消火栓を消防訓練のため使用した場合の料金は、<u>1消火栓</u>につき1回の放水10分間又はその端数ごとに200円として算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。</p> <p>(<u>従量料金の算定</u>)</p> <p>第29条の2 従量料金は、毎月の定例日に給水量を計量し、その給水量により算定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日</p>

改正後	改正前
<p>に給水量を計量し、その給水量をもつて2月分の従量料金を算定することができる。この場合における各月分の給水量は、均等とみなす。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、定例日以外の日に水道の使用を中止し、又は廃止した月にあつては、当該使用を中止し、又は廃止した日に給水量を計量し、その給水量により従量料金を算定する。</p> <p>第30条 略</p> <p>(<u>特別な場合における料金の算定</u>)</p> <p>第31条 定例日以外の日においてメーターの口径又は用途等の区分に変更があつたときの料金は、その使用日数の多いメーター又は用途等の区分(使用日数が等しいときは、変更後のメーター又は用途等の区分)の料率を適用して算定する。</p> <p>第32条 略</p> <p>(<u>料金の徴収方法</u>)</p> <p>第33条 料金は、納入通知書、<u>口座振替</u>又は集金の方法により、毎月又は隔月徴収する。ただし、水道の使用を中止し、又は廃止したとき及び管理者において必要があると認めたときは、その都度、これを徴収することができる。</p> <p>(<u>口座振替報償金</u>)</p> <p>第33条の2 管理者は、水道使用者が口座振替の方法により料金(第28条第3項の規定により算定した料金を除く。)を納付したときは、当該料金を納付した者に口座振替報償金を交付することができる。</p> <p>(<u>遅延損害金</u>)</p> <p>第33条の3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の規定による料金の督促を受けた者は、督促状の指定期限までに料金を完納しない場合においては、当該料金の額にその納期限の翌日から完納の日までの期間2日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額の遅延損害金を加算して納付しなければならない。ただし、遅延損害金の額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、そ</p>	<p>に給水量を計量し、その給水量をもつて2月分の従量料金を算定することができる。この場合における各月分の給水量は、均等とみなす。</p> <p>第30条 略</p> <p>(<u>特別な場合における料金の算定</u>)</p> <p>第31条 月の中途においてメーターの口径又は用途等の区分に変更があつたときの料金は、その使用日数の多いメーター又は用途等の区分(使用日数が等しいときは、変更後のメーター又は用途等の区分)の料率を適用して算定する。</p> <p>第32条 略</p> <p>(<u>料金の徴収方法</u>)</p> <p>第33条 料金は、納入通知書 又は集金の方法により、毎月又は隔月徴収する。ただし、水道の使用を中止し、又は廃止したとき及び管理者において必要があると認めたときは、その都度、これを徴収することができる。</p>

改正後		改正前																																												
<p>の端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 管理者は、遅延損害金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の遅延損害金を減免することができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第34条 次の各号に掲げる事務について当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 給水装置工事に係る第8条第2項の設計審査 次表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水装置を新設する場合</td> <td>分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が75ミリメートル以上のもの</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を改造する場合</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を修繕する場合</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を撤去する場合</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 給水装置工事に係る第8条第2項の工事完了検査(写真によるものを除く。) 次表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額(1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置を新設す</td> <td>分岐口径が25ミリメートル以</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額(1件につき)	給水装置を新設する場合	分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの	2,500円	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円	給水装置を改造する場合	2,000円	給水装置を修繕する場合	2,000円	給水装置を撤去する場合	1,000円	区分	手数料の額(1回につき)	給水装置を新設す	分岐口径が25ミリメートル以	5,000円	<p>(手数料)</p> <p>第34条 次の各号に掲げる事務について当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 給水装置工事設計審査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水装置を新設する場合</td> <td>分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が75ミリメートル以上のもの</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水装置を改造する場合</td> <td>分岐口径を変更するもの</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径を変更しないもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を修繕する場合</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置を撤去する場合</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 給水装置工事の完了検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額(1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置を新設す</td> <td>分岐口径が25ミリメートル以</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額(1件につき)	給水装置を新設する場合	分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの	2,500円	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円	給水装置を改造する場合	分岐口径を変更するもの	4,000円	分岐口径を変更しないもの	2,000円	給水装置を修繕する場合	2,000円	給水装置を撤去する場合	1,000円	区分	手数料の額(1回につき)	給水装置を新設す	分岐口径が25ミリメートル以	5,000円
区分	手数料の額(1件につき)																																													
給水装置を新設する場合	分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの	2,500円																																												
	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円																																												
	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円																																												
給水装置を改造する場合	2,000円																																													
給水装置を修繕する場合	2,000円																																													
給水装置を撤去する場合	1,000円																																													
区分	手数料の額(1回につき)																																													
給水装置を新設す	分岐口径が25ミリメートル以	5,000円																																												
区分	手数料の額(1件につき)																																													
給水装置を新設する場合	分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が25ミリメートル以下のもの	2,500円																																												
	分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円																																												
	分岐口径が75ミリメートル以上のもの	6,500円																																												
給水装置を改造する場合	分岐口径を変更するもの	4,000円																																												
	分岐口径を変更しないもの	2,000円																																												
給水装置を修繕する場合	2,000円																																													
給水装置を撤去する場合	1,000円																																													
区分	手数料の額(1回につき)																																													
給水装置を新設す	分岐口径が25ミリメートル以	5,000円																																												

改正後		改正前	
る場合	<p>下のもの</p> <p>分岐口径が30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの</p> <p>分岐口径が75ミリメートル以上のもの</p>	<p>8,500円</p> <p>14,000円</p>	<p>8,500円</p> <p>14,000円</p>
給水装置を改造する場合		4,000円	<p>分岐口径を変更するもの</p> <p>分岐口径を変更しないもの</p> <p>9,000円</p> <p>4,000円</p>
給水装置を修繕する場合		4,000円	4,000円
給水装置を撤去する場合		2,000円	2,000円
<p>(3) 給水装置工事に係る第8条第2項の工事完了検査(写真によるものに限る。) 2,000円</p> <p>(4) 給水装置図面の写しの交付 1枚につき500円</p> <p>(5) 料金の納入に係る証明書の交付 1件につき300円</p> <p>(6) 水道法第16条の2第1項の指定 1件につき11,000円</p>		<p>(3) 給水装置図面の写しの交付 1枚につき500円</p> <p>(4) 水道料金納入証明 1件につき300円</p> <p>(5) 水道法第16条の2第1項の指定 1件につき11,000円</p>	
<p>2 前項の手数料は、同項各号に掲げる事務の申請等の際当該申請者等から徴収する。</p> <p>第35条から第37条まで 略</p> <p>(給水の停止処分)</p> <p>第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由が継続する間給水を停止することができる。</p> <p>(1) 第9条の工事費、第15条の2の加入金、第25条の修繕に要する費用又は第28条の料金を指定納期限内に納付しないとき。</p> <p>(2) 水道使用者等が給水装置の使用を中止し、又は廃止したと認められるとき。</p> <p>(3) 正当の理由がなく、第20条の2第1項の規定によるメーターの設置、第29条の2第1項の規定による給水量の計量又は第36条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>(4) 第17条第1項に規定する手続をしないで水道を使用したとき。</p>		<p>2 前項の手数料は、同項各号に掲げる事務の申請等の際当該申請者等から徴収する。</p> <p>第35条から第37条まで 略</p> <p>(給水の停止処分)</p> <p>第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由が継続する間給水を停止することができる。</p> <p>(1) 第9条の工事費、第15条の2の加入金、第25条の修繕に要する費用又は第28条の料金を指定納期限内に納付しないとき。</p> <p>(2) 水道使用者等が給水装置の使用をやめた と認められるとき。</p> <p>(3) 正当の理由がなく、第20条の2の _____メーターの設置、第29条の2第1項の _____給水量の計量又は第36条の _____検査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>(4) 第17条第1項に規定する手続をしないで水道を使用したとき。</p>	

改正後	改正前
<p>(5) みだりに止水栓を開閉したとき。</p> <p>(6) 給水装置を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用する 場合において警告を発しても、なおこれを改めないとき。</p> <p>第38条の2から第44条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の盛岡市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第28条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる水道料金（以下「料金」という。）については、なお従前の例による。</p> <p>(1) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で施行日から平成29年4月の定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ上下水道事業管理者が定めた日をいう。以下同じ。）までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金</p> <p>(2) 施行日前から継続している水道の使用で平成29年4月の定例日の翌日から同年5月の定例日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（同年4月の定例日までの期間のものを含むものに限る。）のうち、同月の定例日までの期間のものに係る料金</p> <p>3 新条例第28条第3項及び第33条の3の規定は、施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定する水道の使用に係る料金について適用する。</p> <p>新条例第33条の2の規定は、新条例第28条第1項の規定の適用を受ける料金について適用する。</p> <p>5 施行日前に料金の支払を受ける権利が確定した水道の使用に係る料金を給水停止執行通知書に記載された指定期日後に納付する場合の当該料金については、なお従前の例による。</p> <p>6 新条例第34条第1項の規定は、施行日以後に申込みがされる盛岡市水道</p>	<p>(5) みだりに止水栓を開閉したとき。</p> <p>(6) 給水装置を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用する 場合において警告を発しても、なおこれを改めないとき。</p> <p>第38条の2から第44条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>事業給水条例第8条第2項の設計審査及び工事完了検査の手数料について適用し、施行日前に申込みがされた同項の設計審査及び工事完了検査の手数料については、なお従前の例による。</p>	

議案第 124 号

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市立病院の標榜する診療科を追加しようとするものである。

2 改正の内容

医師の確保により、泌尿器科の診療を行うことができることとなったことから、市立病院の標榜する診療科に泌尿器科を加える。

3 施行期日

規則で定める日

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
○盛岡市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第44号	○盛岡市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第44号								
改正 略 平成28年12月 日条例第 号	改正 略								
盛岡市病院事業の設置等に関する条例	盛岡市病院事業の設置等に関する条例								
第1条及び第2条 略 (経営の基本)	第1条及び第2条 略 (経営の基本)								
第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。	第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。								
2 病院の名称及び位置は、次表のとおりとする。	2 病院の名称及び位置は、次表のとおりとする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立病院</td> <td>盛岡市本宮五丁目15番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立病院</td> <td>盛岡市本宮五丁目15番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号
名称	位置								
盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号								
名称	位置								
盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号								
3 診療科目は、内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、腎臓内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、神経精神科及び歯科とする。	3 診療科目は、内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、腎臓内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、神経精神科及び歯科とする。								
4 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 180床 (2) 精神病床 80床	4 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 180床 (2) 精神病床 80床								
(組織)	(組織)								
第4条から第7条まで 略	第4条から第7条まで 略								
附 則 略	附 則 略								
附 則 (平成28年条例第 号)									
この条例は、規則で定める日から施行する。									